



福岡医発第3349号(地)
令和3年 3月26日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」
(自治体向け)の改訂について

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり標記手引きが2.1版として改訂された旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ556F)

令和3年3月19日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（自治体向け）
の改訂について

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり標記手引きが2.1版として改訂され、厚生労働省より各都道府県知事等宛て別添の事務連絡があり本会に対して周知協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年3月12日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところ
です。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂し、各都道府県等を通じ周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、実施体制の整備について周到な準備方ご協力をお願いします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

健 発 0312 第 11 号
令 和 3 年 3 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂しました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知を図るとともに、実施体制の整備について、引き続き周到な準備方ご協力をお願いします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種の実施に関する手引き
(2. 1 版)

第1章	総論	7
1	趣旨及び内容	7
(1)	目的	7
(2)	位置づけ	7
2	全体の枠組み	7
第2章	接種類型等	8
1	接種類型	8
2	対象者	8
(1)	対象者の範囲	8
(2)	接種順位	9
3	実施期間	15
4	主な関係者及び役割	15
(1)	国の主な役割	15
(2)	都道府県の主な役割	16
(3)	市町村の主な役割	17
(4)	医療機関等の主な役割	18
(5)	高齢者施設等の主な役割	18
(6)	新型コロナワクチン製造販売業者等の主な役割	18
(7)	卸業者等の主な役割	18
5	新型コロナワクチンの概要	18
第3章	事前準備	20
1	予防接種実施計画等	20
(1)	概要	20
(2)	実施計画等策定の要点	20
(3)	留意事項	21
2	自治体における実施体制の確保	21
(1)	人員体制の確保	21
(2)	相談体制の確保	21
3	接種実施医療機関等の確保	22
(1)	概要	22
(2)	接種実施医療機関等に求められる体制	22
(3)	医療機関以外で接種を行う場合	24
(4)	接種順位の上位となる医療従事者等への接種を行う医療機関等の確保	28
(5)	高齢者施設に係る接種体制の確保	29
(6)	基礎疾患を有する者が入所している施設等に係る接種体制の確保	30
(7)	接種体制構築に係る市町村間の連携	31

4	集合契約.....	32
(1)	概要	32
(2)	集合契約の手順.....	33
(3)	集合契約の相手方.....	34
(4)	集合契約の内容.....	34
5	新型コロナワクチン等の流通.....	36
(1)	概要	36
(2)	地域担当卸の選定.....	36
(3)	ワクチン等の割り当て.....	39
(4)	超低温冷凍庫等.....	39
(5)	ワクチン等に付属する物品.....	41
6	印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備.....	41
(1)	概要	41
(2)	様式	41
(3)	接種券等の印刷及び封入封緘について.....	46
(4)	接種券の段階的な発送について.....	47
(5)	接種順位が上位の医療従事者等に係る接種券付き予診票の印刷.....	48
(6)	高齢者施設等の従事者に係る証明書等の印刷.....	50
(7)	予診票の印刷に係る準備.....	51
(8)	予診票の配付.....	52
7	費用請求支払.....	53
(1)	概要	53
(2)	集合契約の手順.....	53
(3)	集合契約の内容.....	53
(4)	契約に関する留意事項.....	54
8	住民への情報提供.....	54
第4章	接種の流れ	54
1	対象者への周知・啓発.....	54
2	新型コロナワクチン等の流通.....	55
(1)	都道府県が行う割り当て.....	55
(2)	市町村が行う割り当て.....	55
(3)	地域担当卸による流通.....	55
(4)	接種順位の上位となる医療従事者等への接種に係る流通.....	55
(5)	冷凍ワクチンの移送.....	56
3	接種を実施する段階における注意.....	57
(1)	接種不適当者及び予防接種要注意者.....	57

(2)	対象者の本人確認.....	58
(3)	副反応等に関する説明及び同意.....	59
(4)	接種歴の確認.....	59
(5)	接種液	59
(6)	貯蔵方法等.....	60
(7)	接種時の注意.....	60
(8)	市町村が特設会場を設ける場合の接種.....	61
(9)	他の予防接種との関係.....	62
(10)	接種を受ける努力義務の取扱い.....	62
(11)	16歳未満の予防接種等	62
(12)	予診	63
(13)	予診票	63
(14)	実費徴収.....	64
(15)	接種後の経過観察.....	64
(16)	ワクチンの余剰が発生した場合.....	65
4	市町村に対する申請.....	65
(1)	やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種.....	65
(2)	接種券の再発行.....	67
5	費用請求支払事務.....	69
(1)	被接種者が住民票所在地に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合	69
(2)	被接種者が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合	69
(3)	過誤調整.....	70
6	接種記録等.....	72
(1)	市町村間の情報提供.....	72
(2)	実施状況の保管.....	72
(3)	保存年限等.....	73
(4)	予防接種の実施の報告.....	73
7	間違い接種.....	73
8	副反応疑い報告.....	74
第5章	救済	74
1	予防接種法に基づく健康被害救済.....	74
(1)	救済制度について.....	74
(2)	給付手続の流れ.....	74
(3)	相談・請求窓口.....	75

(4)	給付の種類.....	76
(5)	請求に必要な書類.....	81
(6)	予防接種健康被害調査委員会による調査.....	84
(7)	審査会による審査、認定通知.....	84
第6章	ワクチン各論.....	84
2	ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS —CoV—2）.....	84
(1)	対象者	84
(2)	予防接種要注意者.....	84
(3)	接種方法.....	85
(4)	接種間隔.....	85
(5)	接種液の用法.....	85
(6)	接種部位.....	85
(7)	接種後の経過観察.....	85
(8)	配送資材.....	86

改版履歴	発出日	改訂内容
初版	令和2年12月17日	初版
1.1版	令和3年1月15日	接種順位について追記 接種実施医療機関等に求められる体制について追記 集合契約について追記 その他所要の改訂
1.2版	令和3年2月9日	高齢者施設の接種について追記 住所地外接種について追記 接種券再発行手続について追記 予診票について追記 費用請求方法について追記 その他所要の改訂
2版	令和3年2月16日	実施期間について追記 接種を実施する段階における注意について追記 費用請求支払について追記 健康被害救済について追記

		ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）について追記 その他所要の改訂
2.1 版	令和3年3月12日	居宅サービス等について追記 ワクチンの移送について追記 地方公共団体が設ける診療所について追記 接種体制構築に係る市町村間の連携について追記 接種券について追記 住所地外接種について追記

本手引きは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、現時点での情報等その具体的な事務取扱を提示するものである。

今後の検討状況により随時追記していくものであり、内容を変更する可能性もある。

第1章 総論

1 趣旨及び内容

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、我が国を含め世界各国で開発が進められており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会）においては、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際に、当該感染症のまん延予防のため、国、都道府県及び市町村が協力し合って、全国的に円滑な接種を実施していくことができるよう、国、都道府県及び市町村の役割分担及び事務について総合的に示すことが本手引きの目的である。

(2) 位置づけ

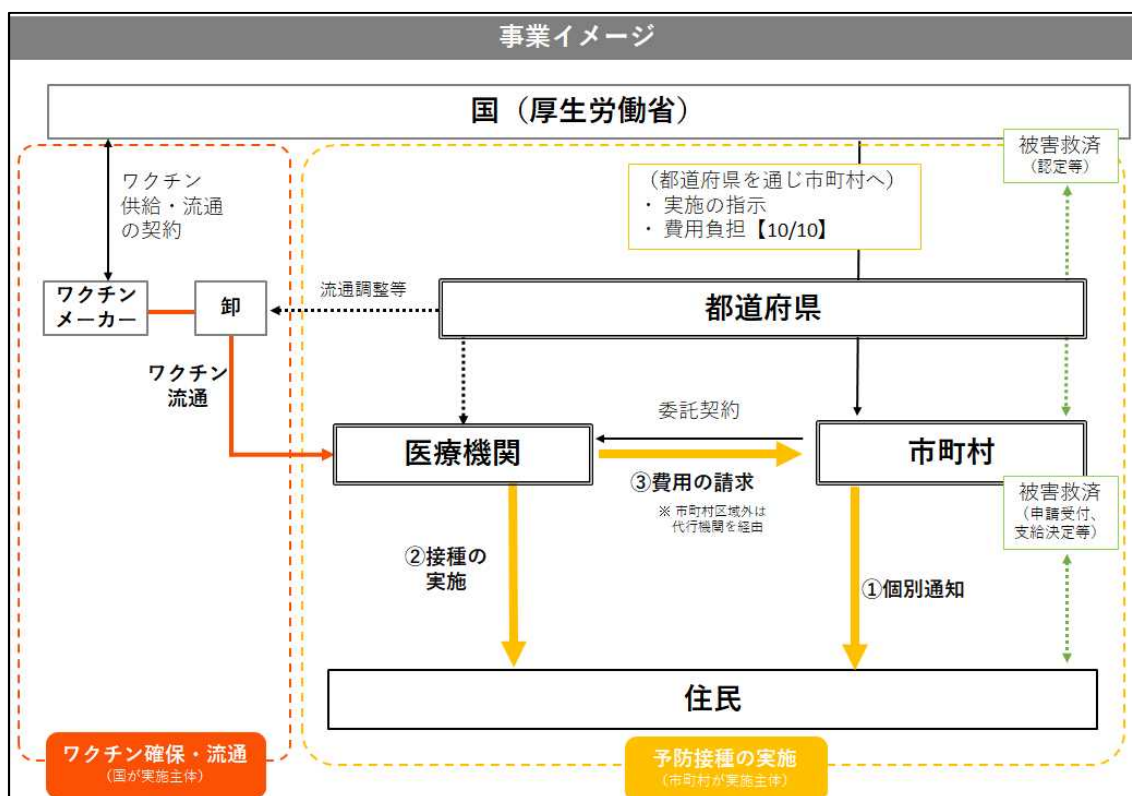
本手引きは、予防接種法（昭和23年法律第68号）第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務その他の事項を総合的に示すものであり、当該内容については地方自治法第245条の9に基づく処理基準である。なお、医療機関向けの手引きについては別途策定している。

2 全体の枠組み

新型コロナワクチンの接種に当たっては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであること、接種に用いるワクチンは現時点では未定であるが、新たな技術を活用したワクチンの開発が進められており、ワクチンによっては特殊な流通方法が必要であると考えられること等から、ワクチンの供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要がある。

新型コロナワクチンの接種の流れの概略を示すと図1のとおりである。

図 1 事業イメージ



第2章 接種類型等

1 接種類型

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種については、予防接種法や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）にその枠組みが規定されているが、新型コロナウイルス感染症については、その流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼしている状況にあることから、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要がある。

こうしたことを背景に、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

2 対象者

(1) 対象者の範囲

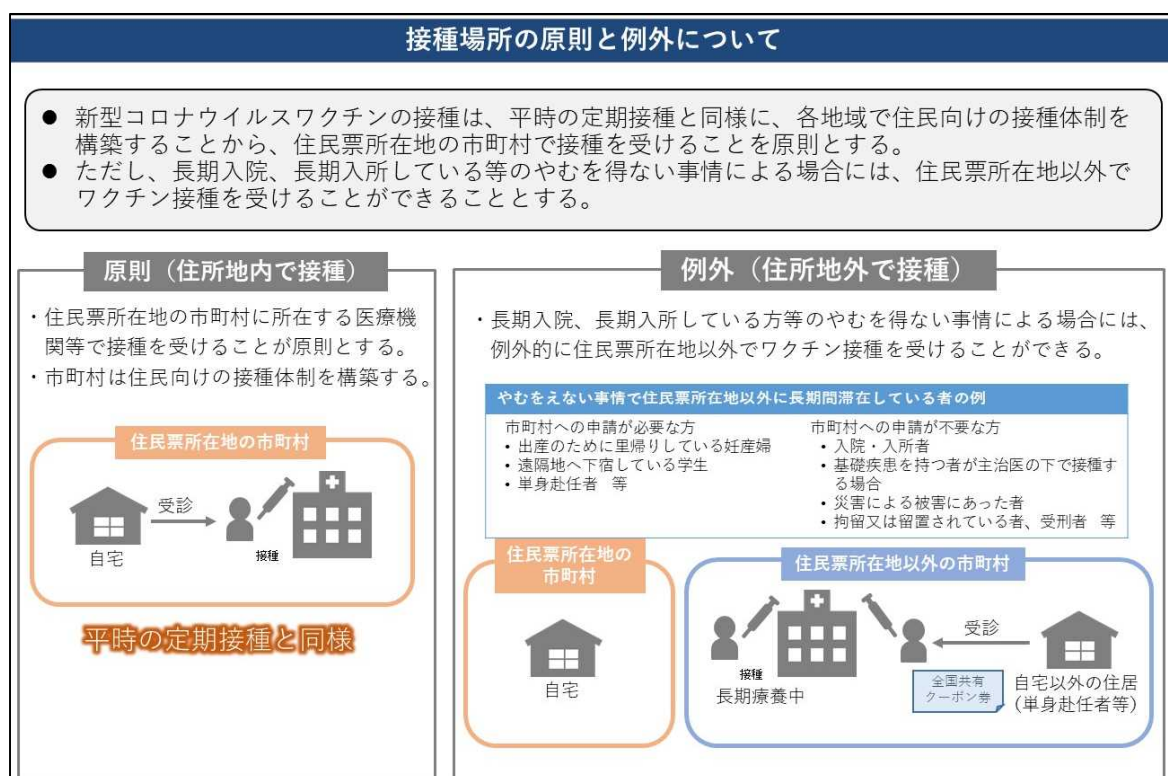
新型コロナワクチンの接種は、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定することとなる。この対象者について、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第

145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外されることとなる。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

接種場所の原則と例外については以下のとおり。

図 2 接種場所の原則と例外について



(2) 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなる。

接種順位の上位の者の具体的な範囲については、接種目的に照らして以下のとおりされている。

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方
3	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。以下別表1参照）において、利用者に直接接する職員（市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。）
3	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
4	上記以外の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種

		ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
--	--	---

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

※ 高齢者の人口が概ね 500 人程度未満の離島や、高齢者の人口が概ね 500 人程度未満の市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）及び総人口が概ね 1 千人程度未満の離島や市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）については、当該地域に、ファイザー社のワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えない。

※ 高齢者施設等の従事者、高齢者施設等の従事者、60～64 歳の者の接種順位は並列であるが、60～64 歳の者についてはワクチンの供給量による。

医療従事者等の詳細な範囲は以下のとおりである。

1	病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員 ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる） ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。 ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。 ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。 ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。 ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。 ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。
2	薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）

	※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。
3	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員 ※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる以下の者である。 ・ 救急隊員 ・ 救急隊員と連携して出動する警防要員 ・ 都道府県航空消防隊員 ・ 消防非常備町村役場の職員 ・ 消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定） （参考）「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）
4	自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者 1 感染症対策業務 ※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。 ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者 2 予防接種業務 自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。 ※ 医療従事者等への接種時期には、各市町村に対し、予防接種業務による優先接種対象者へのワクチンの配分は行われないことから、当該業務の従事者に優

	先接種を行う場合は、高齢者への接種の実施時期に併せて実施することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。
--	---

別表 1 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

○ 介護保険施設 ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ○ 居住系介護サービス ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ○ 老人福祉法による施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ○ 高齢者住まい法による住宅 ・ サービス付き高齢者向け住宅	○ 生活保護法による保護施設 ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム ○ その他の社会福祉法等による施設 ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） ・ 更生保護施設
---	---

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者についても、以下の①から③のすべてに該当する場合、市町村は、③の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができる。

①市町村の判断

市町村が、必要に応じて都道府県に相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえた上で、感染が拡大した場合に、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合

②居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の意向

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等が、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合

③居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の従事者の意思

②の事業所等の従事者が、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

なお、上記①の決定を行った市町村は、管内の事業所に対する周知及び「登録様式」の配付を行う。

また、対象となる具体的なサービスの例は以下のとおり。

(居宅サービス等（介護）)

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

(訪問系サービス等（障害福祉）)

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

<高齢者施設の従事者における接種順位の特例>

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっているが、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件（※）を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

※一定の要件（目安）

- ・ 市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと

- ・ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること

なお、本特例の対象となる「高齢者施設」とは、以下の施設を指す（「別表1 高齢者施設等の範囲」の右欄の施設は含まない。）。

- ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、
- ・特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、
- ・サービス付き高齢者向け住宅、
- ・生活支援ハウス

また、居宅サービス事業所等の従事者についても、例えば、居宅サービス事業所等が高齢者施設に併設されており、当該高齢者施設の入所者及び従事者が接種する際に、併せて居宅サービス事業所等の従事者に接種する体制を整備することが可能である場合など、市町村が当該居宅サービス事業所等について上記の一定の要件（目安）を満たすと認めた場合は、接種順位の特例を適用することができる。

3 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日までとされている。

医療従事者については、一部の医療機関で2月中旬に接種を開始し、その後一般の医療従事者への接種を3月から実施する予定である。高齢者への接種については4月以降になることが見込まれている。その他の事項については、今後お示しする。

4 主な関係者及び役割

(1) 国の主な役割

ア 新型コロナワクチン、注射針・シリンジ（注射筒）等の購入等

国は、新型コロナワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等（以下「新型コロナワクチン等」という。）を確保・供給する。供給に当たっては、都道府県別の人口や接種順位が上位の者の数等の概数、流行状況等に応じて都道府県別割り当て量を決定する。接種開始後は、定期的に新型コロナワクチン等の使用実績や接種実績を取りまとめ、その結果を踏まえて割り当て量を決定する。

また、新型コロナワクチン等が接種実施医療機関等に行き渡るように、医薬品卸売販売業者（以下「卸業者」という。）等と契約し、流通体制を構築する。

イ 接種順位の決定

国は、具体的な接種順位を決定し、個々の被接種者がその順位に該当することの確認方法等について検討を行い、周知する。

ウ ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供

国は、製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・分析を行うとともに、医薬品医療機器等法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全性を十分に確保する。

また、ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、新型コロナワクチンの接種に当たっては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について情報提供を行う。

エ 副反応疑い報告制度の運営

国は、新型コロナワクチンによる副反応が疑われる事象について、医療機関等及び製造販売業者からの報告等により迅速に情報を把握するとともに、当該情報に係る専門家による評価を踏まえ、速やかに必要な安全対策を講じる。

オ 健康被害救済に係る認定

国は、新型コロナワクチンの接種により健康被害が生じた場合、接種との因果関係に係る審査・認定を行う。

(2) 都道府県の主な役割

ア 地域の卸業者等との調整

都道府県は、管内の卸業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、管内を区分し、地域の物流を担当する卸業者（以下「地域担当卸」という。）を地域ごとに1社選定する。

また、救急処置用品として使用する、ワクチン以外の医薬品等の流通についても、市町村が接種会場を運用するにあたり適切に配備できるよう、管内の卸業者等と連携の上、必要な協力を行う。

イ 市町村事務に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。また、都道府県は、接種実施医療機関等の確保等、市町村における新型コロナワクチンの円滑な接種について、必要な協力を行う。

ウ 医療従事者等への接種体制の確保

都道府県は、接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種を行うに当たり、管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

都道府県は、都道府県が指定した介護サービス事業者の施設一覧を提供する等により、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。

オ 専門的相談体制の確保

接種後の副反応に係る相談といった市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

都道府県は、新型コロナワクチン接種について、医療機関等に情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する医療機関等からの相談に応じる。

カ 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各都道府県に割り当てられた量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況等に応じて、市町村等ごとの割り当て量を決定する。

また、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を実施する医療機関等への割り当て量を決定する。接種開始後は、新型コロナワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割り当て量を決定する。

(3) 市町村の主な役割

ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

市町村は、郡市区医師会等と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、接種を行った医療機関等に対して接種費用の支払いを行う。

イ 医療機関以外の接種会場の確保等

市町村は、接種体制構築の検討の結果、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外での接種会場の確保を行う。また、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行う。

ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。

また、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。

エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築

市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設等を把握し、その上で、高齢者施設等に対して、接種体制等の説明を行う。また、高齢者施設等の入所者の接種場所を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が、接種実施医療機関に該当しない場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。

オ 健康被害救済の申請受付、給付

市町村は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた方に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済給付を行う。

カ 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

(4) 医療機関等の主な役割

今般の新型コロナワクチン接種に係る業務の実施に協力する医療機関等は、予防接種法その他関係法令、市町村との委託契約に基づき、ワクチンの接種に係る業務を適切に実施する。

(5) 高齢者施設等の主な役割

高齢者施設等は、定期の予防接種の実施体制を基本としながら、接種場所の検討を行う。さらに、接種場所の検討結果や接種対象者のうち当該施設で接種を予定する者の人数（概算）を事前に市町村へ報告し、必要に応じて接種医や運営方法について相談を行う。

また、入所者（または家族等）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）について説明を行う。

(6) 新型コロナワクチン製造販売業者等の主な役割

新型コロナワクチンの製造販売業者等は、その製造販売等に際し品質管理及び製造販売後安全管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、安定供給に取り組み、製造販売を行っている新型コロナワクチン等について適切に情報提供を行う。

(7) 卸業者等の主な役割

卸業者等は、新型コロナワクチン等の管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、市町村等が決定した新型コロナワクチン等の割り当て量に基づき、担当地域の接種実施医療機関等にワクチン等を配送する。

5 新型コロナワクチンの概要

接種に用いる新型コロナワクチンは現時点では未定であるが、新たな技術を活用して開発が進められており、これまで日本で承認されたワクチンとは性質が異なるものがあると考えられる。新型コロナワクチンの有効性及び安全性等の評価については、独立行政法人

医薬品医療機器総合機構（PMDA）等で検討するとともに、広く接種を行う際には厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で適切に議論する。

なお、開発に成功した際に供給を受けることについて契約締結又は基本合意に至っている3社の新型コロナワクチンについて、現時点の情報は以下のとおりであり、それぞれ新型コロナワクチン開発に成功した場合、ファイザー社については、年内に約1億4400万回分のワクチンの供給を受けること、アストラゼネカ社については、今年初頭から1億2000万回分のワクチンの供給を受けること、モデルナ社については、今年上半期に4000万回分、今年第3四半期に1000万回分の供給を受けることについて、それぞれ契約締結等に至っている。

図3 新型コロナワクチンの各社情報

新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）			
	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
接種回数	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	-90℃～-60℃	2～8℃	-20℃±5℃
バイアル開封後の保存条件 （温度、保存可能な期間）	（冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行う） （室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う） 希釈後、室温で6時間	（一度針をさしたものを以降） 室温で6時間 2～8℃で48時間 希釈不要	（一度針をさしたものを以降） 2～25℃で6時間（解凍後の再凍結は不可） 希釈不要
備考	- 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 ※最大5日間、追加で冷蔵保管可（2～8℃） ・-25～-15℃に移し、-25～-15℃で最長14日間保存することができる。なお、1回に限り、再度-90～-60℃に戻し保存することができる。いずれの場合も有効期限内に使用すること。		医療機関では、冷凍庫で保管（-20℃±5℃）

※アストラゼネカ社、武田/モデルナ社については、薬事承認前であり、全て予定の情報です。

図4 新型コロナワクチンの各社情報（接種運営の留意事項）

新型コロナワクチンの接種運営の留意事項（現時点での想定）			
	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
1バイアルの単位	一般的な針シリンジを用いると 5回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 （一度に接種会場に配送される最小の数量）	195バイアル （一般的な針・シリンジを用いると975回接種分。特殊な針・シリンジを用いると1,170回接種分。）	10バイアル（100回接種分） ※供給当初300万バイアル分 2バイアル（20回接種分） ※残り900万バイアル分	10バイアル （100回接種分）

※アストラゼネカ社、武田/モデルナ社については、薬事承認前であり、全て予定の情報です。

※ ファイザー社製のワクチンは、特殊なシリンジをのぞき、一般的なシリンジでは、1バイアルあたり5回分となるので、それを念頭に準備を進めること。

第3章 事前準備

1 予防接種実施計画等

(1) 概要

市町村は新型コロナワクチンの接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にする。そのためには、予防接種実施計画や要領等（以下「実施計画等」という。）を作成することが考えられる。

(2) 実施計画等策定の要点

市町村において、実施計画等を策定するにあたり、要点となる事項の考え方は下記のとおり。

ア 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

イ 接種対象者

各自治体における接種対象者数の算定方法の例は以下のとおり。

医療従事者等	総人口の3%
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計（市町村別）
基礎疾患を有する者	総人口の6.3%（20歳～64歳の場合） 総人口の4.9%（20歳～59歳の場合）
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%
60歳から64歳の者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳以上の者の合計（市町村別）
上記以外の者	総人口から、高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者を除いた人数
総人口	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市町村別）

ウ 接種実施医療機関・医療従事者等の確保

新型コロナワクチンの接種に当たっては、多くの接種実施医療機関、医療従事者等が必要になると見込まれることから、地域の医療関係団体等と協力して必要な接種実施医療機関・医療従事者等の数を算定し、確保する。

エ 安全性の確保

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者について、接種を行うことができるか否かに疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じた上で専門性の高い医療機関等を紹介する等、一般的な対応策等について、あらかじめ決定する。

(3) 留意事項

実施計画等を策定する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

- 実施計画等の策定に当たっては、郡市区医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕を持って行われるよう計画する。
- 接種実施医療機関等において感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講ずる。
- 市町村は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画等の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。
- 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないよう配慮する。

2 自治体における実施体制の確保

(1) 人員体制の確保

ア 全庁的な実施体制の確保

接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

イ 担当部門の決定及び人員の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市町村介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。

なお、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

ウ 必要物資の確保

新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な物資について、あらかじめ確認し、調達の準備を進める。

(2) 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する。なお、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、あらかじめ検討及び準備を行うこと。

3 接種実施医療機関等の確保

(1) 概要

市町村は、新型コロナワクチンの接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、郡市区医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。なお、接種実施医療機関における診療時間や診療日の変更等については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和3年2月1日厚生労働省医政局総務課事務連絡）を参照すること。

(2) 接種実施医療機関等に求められる体制

接種実施医療機関を含め、接種実施会場には、次のような体制をとることが求められる。

- 新型コロナワクチンの冷蔵施設を有すること
- 時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密対策等）が講じられていること
- 国が用意するワクチン接種円滑化システム（パソコン・スマートフォンからアクセス可能）を用い、接種に係る医療機関等情報の入力、新型コロナワクチンの到着日の確認、定期的な接種状況や新型コロナワクチン等の在庫状況等の報告を行うことができること

また、現時点において、供給が予定されている新型コロナワクチンの現時点で見込まれる特性を踏まえると、冷凍での保管が必要なもの、複数回数分が1バイアルとして供給されるもの、一度に配送される量が多いものなど、通常の医薬品とは異なる特性への対応が必要と見込まれる。

このため、現時点の見通しとしては、新型コロナワクチンの特性に応じ、一度に多量の冷凍ワクチンが配送される医療機関等（以下「Ⅰ型医療機関等」という。）、その他の医療機関等（以下「Ⅱ型医療機関等」という。）を確保することが考えられる。また、集団的な接種会場を運営する場合にも、これに準じ、1日1か所当たりの接種可能人数を可能な限り多くすることが必要である。

なお、Ⅰ型医療機関等のうち、超低温冷凍庫の配置を希望する医療機関等（以下「基本型接種施設」という。）及び接種順位の上位となる医療従事者等以外への接種を行うためにやむを得ず、基本型接種施設からワクチンの配分を受け、接種を行う施設（以下「サテライト型接種施設」という。）に係る留意事項についてもお示しする。

ア I型医療機関等に必要な体制

- ・一度に多量に配送される新型コロナワクチンを有効に活用できるよう、同一グループのサテライト型接種施設と合わせて10日間に計1,000回以上の接種を行う体制を確保できること
- ・超低温維持のために、新型コロナワクチンとは別に配送するドライアイスの詰替等を行えること

イ II型医療機関等に必要な体制

- ・1バイアル当たりの接種回数を有効に活用できるよう、接種を行う日（毎日でなくてもよい）には、原則として100回以上の接種を行う体制を確保できること
- ※ 例えば、3日間連続して35人ずつ接種を予定するよりも、3日のうち1日に105人の接種を予定する方が、端数が生じにくい（仮に1バイアルで10回接種できる場合、前者では5回分×3、後者では5回分×1の端数が生じる。）。

なお、在宅患者・入院患者等については、接種日1日に接種する人数が100人より少ない場合でも接種を行う必要があるが、接種日ごとの接種人数を調整することで、1バイアルの投与回数を無駄なく効率的に使用することが考えられる。

注：I型医療機関等、II型医療機関等の必要か所数については、現時点では未定だが、一定の仮定を置いた場合の試算を示す。

【仮定】・接種回数は1人あたり2回。

- ・100,000人の人口に対し5か月間で接種するとし、1か月間に40,000回の接種を行う。
- ・I型とII型の施設への供給量は半数(月20,000回)ずつ。

【試算】・I型の接種会場を6～7か所設置した場合、1か所あたり月3,000回の接種、

- ・II型の接種会場を約20か所設置した場合、1か所あたり月1,000回の接種をそれぞれ行う計算となる（このほか、在宅医療を行う医療機関なども契約する必要がある。）。

このほか、接種実施医療機関等には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備えておくこと。

ウ サテライト型接種施設の留意事項

基本型接種施設から配分を行うことができるサテライト型接種施設は、ワクチンの管理を的確に行い、ワクチンを無駄なく使用できる観点から、以下のとおりとする。

- ・原則としてワクチンの配分を行う基本型接種施設とサテライト型接種施設は同一市町村内に所在すること（人口が少ない等の理由があり、ワクチンの配分を受けることが困難なサテライト型接種施設は、都道府県が認めた場合に限り、他市町村の基本型接種施設から移送を受けることができる。）。
- ・ワクチンの管理の観点から、専任の担当者を配置して管理を厳格に行う場合には、1か所の基本型接種施設に対するサテライト型接種施設の箇所数は、地域の実情に応じて定めることができる。それ以外の場合（医療機関が通常の体制で自ら小分けを行う

場合等)は、1か所の基本型接種施設に対するサテライト型接種施設の箇所数は、数カ所までを目安とする。

- ・ 配送の頻度を高く保つなど、無駄なく使用できるための工夫を行う。
- ・ 管理体制とワクチンの効率的使用の両面から、大規模な自治体においては接種施設1か所当たりの人口が数千人を下回らないことが望ましい。ただし、高齢者施設入所者への接種や離島・へき地での接種に必要な場合については、この限りでない。
- ・ サテライト型接種施設は、ワクチン接種円滑化システムにサテライト型接種施設である旨を登録するとともに、ワクチンの配分を行う基本型接種施設を登録すること。
- ・ サテライト型接種施設は、ワクチン接種円滑化システムで登録を行っていない基本型接種施設からワクチンの配分を受けてはならない。また、基本型接種施設は登録が行われていないサテライト型接種施設にワクチンを配分してはならない。
- ・ ワクチンの配分を行った基本型接種施設は、配分先のサテライト型接種施設名、ワクチンを渡した日、本数、ロット番号等を記載した台帳を整備すること。
- ・ ワクチンの移送に要する時間は原則3時間以内とし、一定の要件を満たす保冷バックを用いて移送を行うこと（離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。）。なお、国が提供する保冷バックを用いて、途中で開閉して移送する場合は、離島等の特殊な事情がある場合でも、保冷バックの仕様上、6時間を超えて移送することはできない。

(3) 医療機関以外で接種を行う場合

ア 概要

市町村は、医療機関での接種以外に、必要に応じて、保健所、保健センター、学校、公民館等の会場を確保し、接種を行う。

その際、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように、準備を行う。

また、予約管理を行う等により、新型コロナウイルスの感染に係る「3つの条件が同時に重なる場（3密）」を回避すること等についても留意すること。

イ 開設届けについて

医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出が必要である。

診療所開設の届出による場合は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請又は第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行うこと。必要に応じて同法第12条第2項の規定に基づく2か所管理の許可を受ける必要があることにも留意すること。

地方公共団体が、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、新たに診療所を一時的に開設する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定める必要はないとともに、医療法第7条第1項に基づく診療所開設に係る許可は適切な時期に事後的に行うこととして差

し支えなく、開設許可の申請に係る医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 1 項に基づく申請事項については、下記の事項のみで差し支えないこととする。

（「地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて（令和 3 年 2 月 18 日医政総発 0218 第 1 号）を参照」）

- ・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 名称
- ・ 開設の場所
- ・ 開設の予定年月日

また、診療所の開設に係る医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 2 第 1 項に基づく開設後の届出については、省略して差し支えない。ただし、適切活安全な医療を提供する観点から、医療法施行規則第 3 条第 1 項第 2 号のうち、管理者の氏名を求めることとするが、当該事項についても、事後の適切な時期に行うこととする。

「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知）に定める要件に該当する場合は、診療所開設の届出は不要である。また、上記通知において規定する実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。（「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 2）」（令和 3 年 2 月 1 日厚生労働省医政局総務課事務連絡）の 1 参照。）

ウ 運営方法の検討

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種については、接種会場を市町村が直接運営するほか、郡市区医師会や医療機関等と事前に委託契約を締結している場合は、当該医師会又は医療機関が運営を行うことも可能である。

従来医療機関でなかった場所に接種会場を設ける場合は、接種会場全体の運営管理責任者として市町村職員を配置し、また、予診等を担当する医師の中から副反応発生時の救命措置や医療機関への搬送に関する医学的な判断を行う責任者を定めること。郡市区医師会等へ委託する場合も、同様に責任者を明確に定めること。

エ 従事者の確保

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種においては、多くの医療従事者等が必要であることから、市町村は、郡市区医師会等の協力を得てその確保を図ること。

接種方法や会場の数、開設時間の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。

具体的な医療従事者等の数の例として、

- ・ 予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師 1 名、接種を担当する医師又は看護師 1 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師 1 名を 1 チームとすること

- ・接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）
 - ・その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当すること
- などが考えられる。

オ 配送先の登録について

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種においては、新型コロナワクチンを納入する場所や保管場所は接種会場とすることが原則であるが地域の実情に合わせて市町村が決定して差し支えない。納入場所が決定した段階で、国が用意するワクチン接種円滑化システムに配送場所、担当者名、担当者連絡先等の情報を登録すること。なお、ワクチン接種円滑化システムを利用するにあたって保険医療機関コード等が必要であるが、保険医療機関コード等が存在しない接種施設については、ワクチン接種円滑化システムの管理者より、保険医療機関コード等に相当するコードを付番することとする。

カ 接種会場での救急対応及び必要物資の確保・保管

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては予め郡市区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、予め、会場内の従事者について役割を確認するとともに、搬送先等について、医療機関との適切な連携体制を確保すること。

アルコール綿、医療廃棄物ボックス等については、原則として全て市町村が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡市区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市町村が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

なお、新型コロナワクチンを接種するための注射針・シリンジ（注射筒）は、国が確保・供給する。ワクチンを希釈する等の新型コロナワクチンの接種の他に針・シリンジ（注射筒）を使用する場合は、市町村等において用意を行うこと。

具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器（P） ☐ ペンライト（P）
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 ☐ ディープフリーザー ☐ 耐冷手袋等

キ 予約受付体制の確保

従来医療機関でなかった場所で行う予防接種については、原則として会場の運営主体が予約を受け付ける。

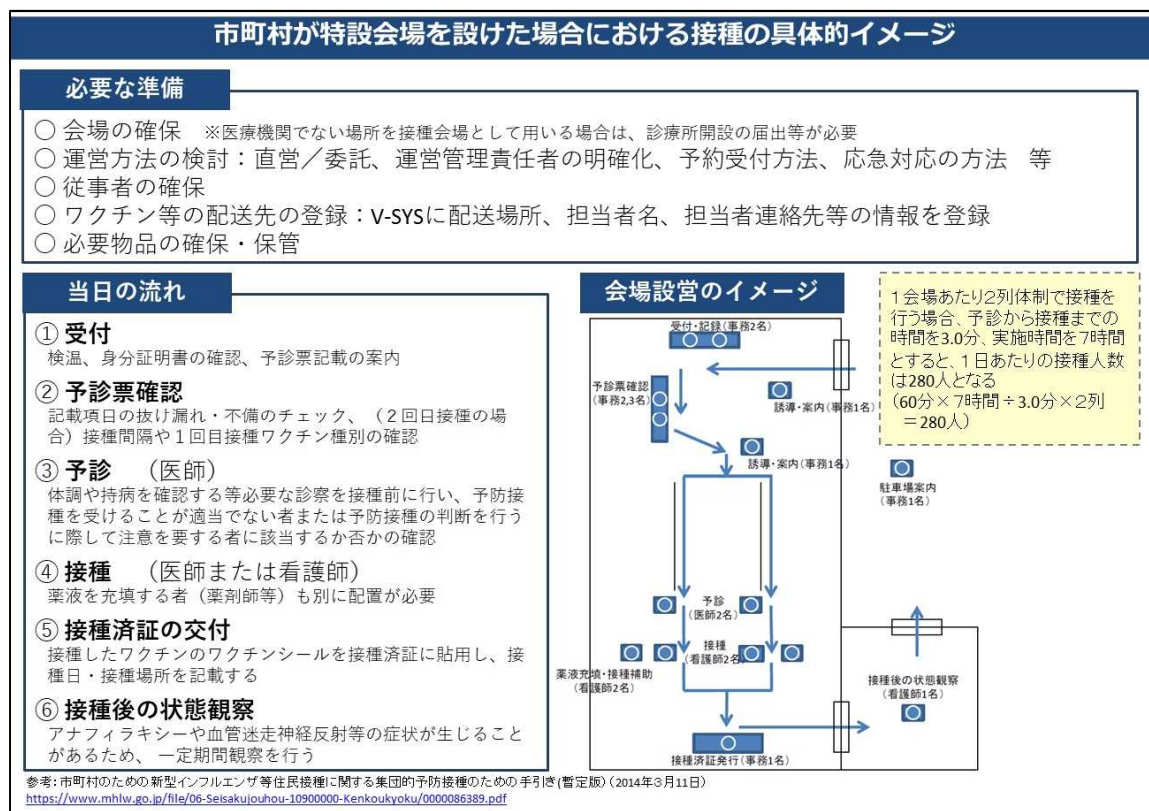
なお、予約受付体制について、外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、あらかじめ検討及び準備を行うこと。

ク 留意点

感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。

また、会場の確保については、被接種者が2 m以上の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

図 5 市町村が特設会場を設けた場合における接種の具体的イメージ



（4）接種順位の上位となる医療従事者等への接種を行う医療機関等の確保

都道府県は、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を行うにあたり、効率的な接種の観点から、広域的な接種の実施体制の構築について、検討及び調整を行う。

ア 基本型接種施設

都道府県は、自医療機関の医療従事者等に対する接種を行う基本型接種施設からの申し出を受けて、超低温冷凍庫の配置等の調整を行う。

都道府県は基本型接種施設に対して、集合契約への加入、ワクチン接種円滑化システムへの医療機関等の情報、当該医療機関において接種を希望する者の情報等の登録及び予診票の出力を行うように周知し、当該施設の従事者に対する接種予定数の報告を求める。

イ 連携型接種施設

都道府県は、100 人以上の医療従事者等に接種を実施することが予定され、基本型接種施設からのワクチンの配分を希望する医療機関等（以下「連携型施設」という。）の申し出を受け付ける。

都道府県は、連携型接種施設に対して、集合契約への加入、ワクチン接種円滑化システムへの医療機関等の情報の登録を行うように周知し、当該施設の従事者に対する接種予定数の報告を求める。

ウ 保健師等の自治体職員等に対する接種を行う医療機関等の確保

都道府県は管内の基本型接種施設、連携型接種施設と協力し、保健師等の自治体職員等（以下「自治体職員等」という。）及び医療関係団体等に所属しない医療機関等の医療従事者等に対する接種を行う施設を確保する。

施設の確保にあたって、都道府県は、管内の市町村が取りまとめた、当該市町村の職員（救急隊員等）及び医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等に係る接種予定者数、当該都道府県の職員数（保健所職員等）及び当該都道府県の管内に勤務する国の機関の職員数（自衛隊員や検疫所職員等）を基本型接種施設及び連携型接種施設に割り当てる。

なお、医療関係団体等に所属している医療機関等については、各医療関係団体が医療機関等の確保を行い、接種希望者数の把握を行うことから、都道府県は、情報提供等十分に協力を行うこと。

また、都道府県は、管内の接種対象者が所属する機関が作成した、接種を希望する者の名簿をとりまとめ、基本型接種施設と連携型接種施設の組み合わせの調整等を実施する。

（５）高齢者施設に係る接種体制の確保

ア 概要

高齢者施設については、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の予防接種については、定期の予防接種の接種場所を基本としつつ、ワクチン流通単位の観点から、効率的な接種が求められるとともに、接種後の健康観察も重要であることを念頭に、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行う。また、市町村内のワクチンの安定的な分配と高齢者施設の従事者の予防接種を踏まえると、市町村が中心となって、高齢者施設の入所者に対しての接種体制の構築を行う。

イ 高齢者施設への接種体制の説明と接種予定者数の把握

市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握し、高齢者施設に対して、当該市町村の接種体制を説明する。その際、高齢者施設の入所者については、接種場所の例外（住所地外接種）に該当する者も少なくないと考えられることから、住民票所在地の市町村が発行する接種券の入手方法などを丁寧に説明すること。

あわせて、市町村は、高齢者施設のうち、医療の提供を行う介護保険施設については、サテライト型接種施設等にもなり得ることから、当該施設で接種を希望する場合には、集合契約等接種に必要な手続きについても説明を行う。市町村は、接種開始前までにワクチンの必要量の目安や接種医の調整、巡回接種の検討等を行う必要があることから、高齢者施設への接種体制の説明と合わせて、以下について施設から市町村へ報告するように依頼する。

- ・当該施設での接種予定者数（概算）（従事者が同時期の接種を希望する場合は、その数を含む）

- ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
- ・当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関等の確保が困難な施設
- ・その他、市町村が必要とする事項

ウ 接種場所の調整

市町村は、把握した以下の接種実施医療機関等の確保が困難な高齢者施設について、郡市区医師会の協力を得ながら接種実施医療機関等とのマッチングを行う。

- ・嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
- ・当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な施設

なお、市町村が設置した会場での接種や巡回接種のためのチームによる複数施設の同日接種も差し支えない。

エ 居宅サービス事業所等の従事者への接種について

市町村が、必要に応じて都道府県にも相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、要介護高齢者や要支援高齢者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となると判断した場合であって、居宅サービス事業者等が新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者等及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合に、当該サービス事業所の従業員について、高齢者施設の従事者として接種を受けることができる。その他、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）」（令和３年３月３日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）を参考にすること。

オ 障害者支援施設等に係る接種体制の確保

障害者支援施設等に係る接種体制については、「障害者支援施設等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」（令和３年３月３日付厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）を参考に、予防接種体制の構築について検討すること。

なお、市町村が判断するにあたっては、市町村の衛生部局と障害保健福祉部局や介護保険部局が連携し、優先接種の対象とする旨を決定すること。優先接種の対象となった場合は、高齢者施設の従事者と同様の手続を行うこと。

（６）基礎疾患を有する者が入所している施設等に係る接種体制の確保

基礎疾患を有する者が入所している施設等については、定期の予防接種の接種場所を基本としつつ、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行う。基礎疾患を有する者が入所している施設等における接種体制についても、市町村の障害保健福祉部局又は都道府県

の保護施設担当部局及び福祉事務所と衛生主管部局は連携して、円滑な接種を行うことができるよう施設等に対し、必要な情報を周知すること。

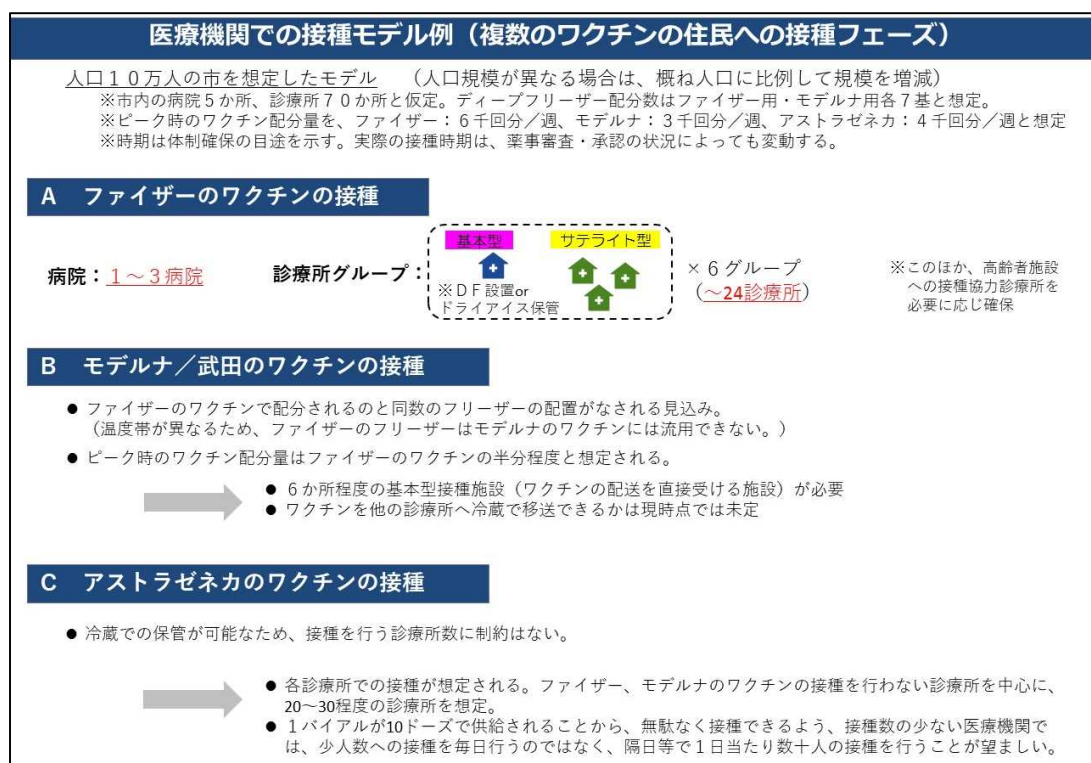
(7) 接種体制構築に係る市町村間の連携

小規模の自治体で単一の市町村で接種体制を構築することが困難である場合などに、同一都道府県内の他市町村と共同で接種会場を設けるといった他市町村と一体的な接種体制の構築を行うことも差し支えない。

接種体制を構築するに当たり、他市町村と共同で接種体制の構築を行う場合は、都道府県、郡市区医師会等の協力を得て体制を構築することとし、その内容について協定文書等を策定し、都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は他市町村と共同で接種体制の構築を行う市町村の情報について、当該都道府県の国民健康保険団体連合会へ情報提供を行うこと。

なお、他市町村と共同で接種体制を構築する場合に、一部の医療機関等のみを対象とすることも差し支えない。

図 6 医療機関での接種モデル例（複数のワクチンの住民への接種フェーズ）



4 集合契約

(1) 概要

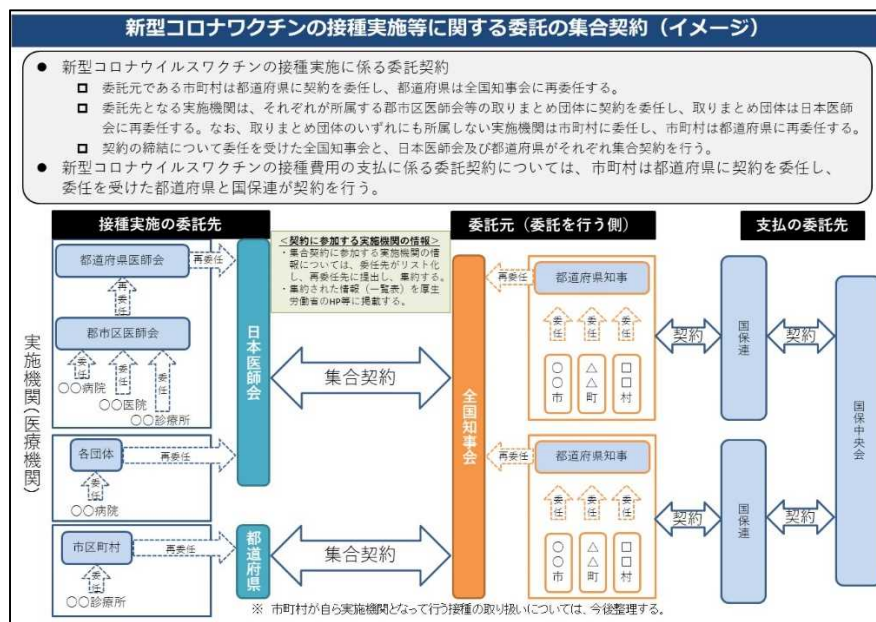
新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととする。他方、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合について、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要がある。

このため、市町村と全ての接種実施医療機関等との間で契約を締結することとするが、各市町村が各接種実施医療機関等との間で独自に契約を締結しようとする、市町村によって、委託者と受託者の役割及び責任の分担、また紛争解決のためのルール等、契約条件が異なることが想定され、複雑化してしまう。そこで、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行うこととする。

具体的には、市町村は都道府県に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、都道府県は集合契約の代理人である全国知事会に対して再委任を行うとともに、接種実施医療機関等は、集合契約のとりまとめ団体に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、集合契約のとりまとめ団体が集合契約における契約の代理人である日本医師会に再委任を行うことで、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結する。

なお、全国知事会と日本医師会との間の集合契約は令和3年2月12日に締結されたところであるが、同日以降に委任状を提出した場合であっても、以下の手続きにより集合契約に参加することは可能である。

図 7 新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）



(2) 集合契約の手順

①委託元（委託を行う側）の対応

市町村は、様式 3-4-1 により、都道府県知事宛の委任状を作成し、提出する。

各都道府県は、市町村から提出のあった委任状をとりまとめ、全国知事会宛委任状（様式 3-4-2）及び委任元市町村の一覧表（様式 3-4-3）を作成し提出する。

全国知事会は、市町村の代理人として、接種実施医療機関等の代理人である日本医師会（医療関係団体に所属しない医療機関等の場合は都道府県）との間で契約を締結する。

②接種実施の委託先（委託を受ける側）の対応

接種を実施する医療機関等は、ワクチン接種契約受付システム（以下「受付システム」という。）により委任状を出力し、郡市区医師会、郡市区医師会以外のとりまとめ医療関係団体（以下「とりまとめ医療関係団体」という。）又は市町村に提出する。

【郡市区医師会を経由する場合】

郡市区医師会は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、都道府県医師会宛委任状を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて都道府県医師会に提出される。

都道府県医師会は、郡市区医師会から提出のあった委任状をとりまとめ、日本医師会宛委任状を作成して提出する。なお、都道府県医師会単位の委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて日本医師会に提出される。

【とりまとめ医療関係団体を経由する場合】

とりまとめ医療関係団体は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、日本医師会宛委任状を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて日本医師会に提出される。

日本医師会は、都道府県医師会及びとりまとめ医療関係団体を経由して委任状を提出した医療機関等の代理人として、市町村の代理人である全国知事会との間で契約を締結する。

【市町村を経由する場合】

市町村は、医療機関等から提出のあった委任状をとりまとめ、都道府県宛委任状様式 3-4-4 を作成して提出する。なお、委任元医療機関等の情報は受付システムを通じて都道府県に提出される。

なお、本手引き第 3 章 3（3）に関し、市町村が接種会場を設ける場合であって他市町村の住民の接種も受け付ける会場を一つでも設けるときは、当該市町村は、追ってお示しする様式の委任状を受付システムにより出力し、都道府県に提出する。

都道府県は、市町村を経由して委任状を提出した医療機関等及び（委託先としての）市町村の代理人として、（委託元としての）市町村の代理人である全国知事会との間で契約を締結する。

（３）集合契約の相手方

全国の市町村の契約の相手方は、全国の接種実施医療機関等である。委任を受けた取りまとめ団体及び契約の代理人については、以下のとおり。

集合契約における接種実施医療機関等のとりまとめ団体（2021年2月5日時点）

一般社団法人日本病院会	国立研究開発法人国立がん研究センター
一般社団法人日本私立医科大学協会	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
公益社団法人全日本病院協会	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
公益社団法人全国自治体病院協議会	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立病院機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
一般社団法人国立大学附属病院長会議	公益社団法人 日本人間ドック学会
独立行政法人労働者健康安全機構	公益財団法人 結核予防会
一般社団法人日本慢性期医療協会	一般社団法人 日本総合健診医学会
公益社団法人日本精神科病院協会	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人日本社会医療法人協議会	公益財団法人 予防医学事業中央会
一般社団法人日本医療法人協会	郡市区医師会
一般社団法人地域包括ケア病棟協会	都道府県医師会（※１）
日本リハビリテーション病院・施設協会	市区町村（※２）
独立行政法人地域医療機能推進機構	

※１ 郡市区医師会からの再委任先

※２ 上記取りまとめ団体のいずれにも所属していな接種実施医療機関等の代理人

（４）集合契約の内容

ア 契約書

集合契約では、事務の処理方法が複雑化することを避けるため、契約書は全国統一の様式 3-4-5 とする。

契約書には、基本条項部分に加え、委託元市町村一覧表の例、接種実施医療機関等一覧表の例、請求総括表の様式、個人情報取扱注意事項、単価、損害賠償の支払等が含まれる。

イ 単価

新型コロナワクチンの接種に係る費用は以下のとおりとし、全国統一とする。

費目	単価（税抜）
1回目接種費用	2,070円
2回目接種費用	2,070円
接種を実施できなかった場合の予診費用	1,540円
6歳未満の乳幼児加算額	660円

ウ 個人情報保護

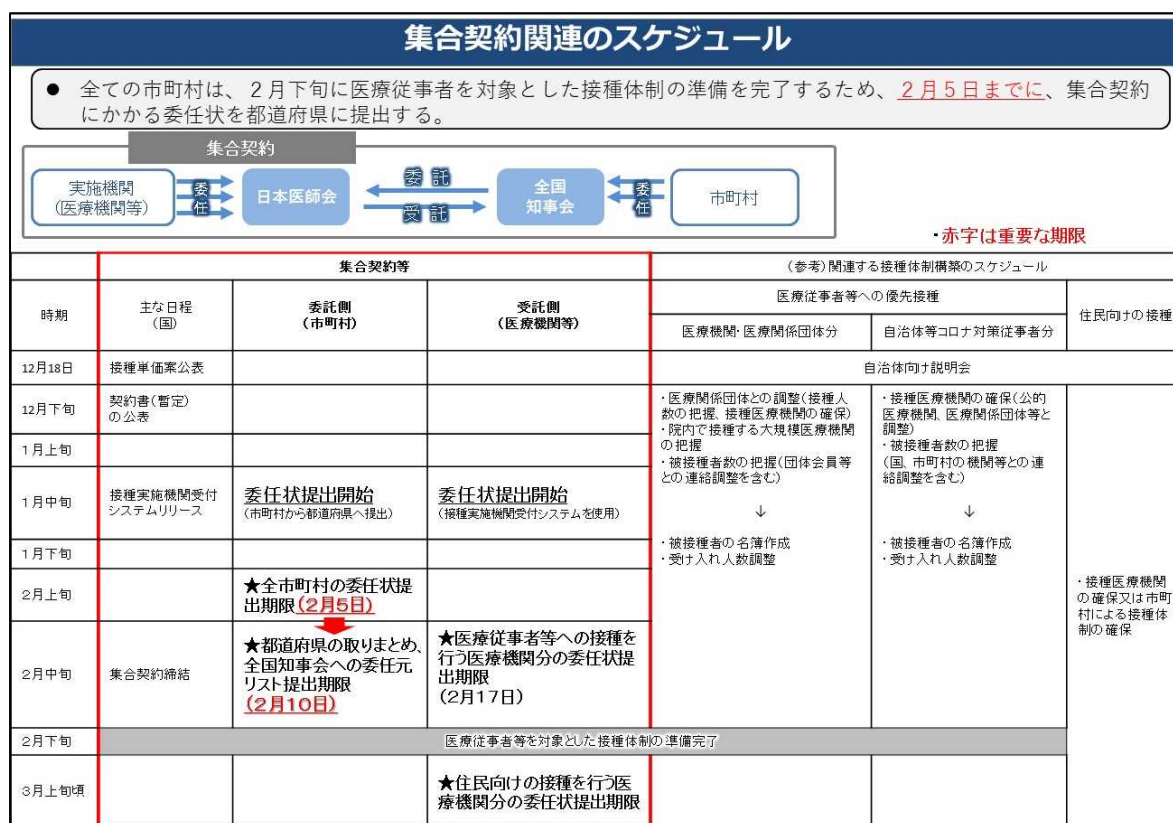
新型コロナワクチンの接種に関する情報の中には、個人情報が含まれることから、委託機関において、個人情報を適切に管理することが必要である。

各自治体においても個人情報保護条例等に基づき、適切に個人情報を管理する必要があることから、今般の集合契約においても個人情報の取扱いに関して、厳重な管理や目的外使用の禁止等を記載することを予定している。

エ スケジュール

新型コロナワクチンの接種に関する集合契約の、契約書の作成及び契約の締結スケジュールは以下のとおり。

図 8 集合契約のスケジュール



オ 契約期間

契約期間については、契約締結日から当該日付が属する年度の末日まで（原則として契約は自動更新されることとする条項が契約書に存在するため、原則として一度委任状を提出すれば次年度における再度の提出は不要である。）とする。

なお、医療機関等が本契約から脱退しようとするときは、脱退しようとする日の1ヶ月前までに、日本医師会（契約とりまとめ者が都道府県の場合は当該都道府県）との間で協議したうえで、脱退の意思表示を行うこと。

カ 留意事項

契約の当事者は、契約書に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実に契約を履行するとともに、実効性の高い内部通報制度を整備・運用するなど、法令を遵守する体制の整備に努めること。

5 新型コロナワクチン等の流通

(1) 概要

都道府県及び市町村は割り当てられた新型コロナワクチン等について、人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況、新型コロナワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、新型コロナワクチン等の割り当て量の調整を行う。

(2) 地域担当卸の選定

新型コロナワクチンについては、限られたワクチンを医療機関等に割り当てることから、どの卸業者がどの医療機関にワクチン等を納品するか混乱が生じる可能性がある。このため、都道府県内で地域担当卸をあらかじめ選定することにより、地域ごとの新型コロナワクチンの流通を混乱無く円滑に実施する。具体的な選定の方法は、以下のとおり。

ア 日本医薬品卸売業連合会から各卸業者への意向確認（全国規模の調整）

日本医薬品卸売業連合会（以下「卸連」という。）が、卸業者から、地域（都道府県単位）ごとに新型コロナウイルスワクチンの流通を担うことについての意向を確認し、担当候補となる卸業者をとりまとめの上、結果を厚生労働省に報告する（令和2年12月25日（金）まで）。

報告を受けた厚生労働省は、都道府県に対して必要な情報を伝達する。

※1 「都道府県内の全地域で対応可」の卸業者 がある都道府県では、当該卸業者を地域担当卸（候補）とする。「都道府県内の全地域で対応可」がない都道府県では、「都道府県内の一部地域のみ対応可」の社を地域担当卸（候補）とする。

イ 都道府県内の調整

（ア） 都道府県は、上記の結果から地域担当卸の候補を確認する。

①候補が単数の場合は、当該卸を管内の地域担当卸（案）とする（ウの作業に続く）。

②候補が複数の場合は、候補の数を地域分割の必要数とする（（イ）の作業に続く）。

（イ） 都道府県は必要数（会社数）に地域を分割する。分割単位は、市町村を最小単位として、保健所等の都道府県機関の所管区域、税務署等の国機関の管区、二次医療圏等を踏まえて、地域担当卸（候補）の都道府県内の病院・診療所への配送先軒数の比率と分割地域の人口比率が近づくように地域を分割する（都道府県は、地理的要因や物流網、交通網から非合理的な分割になっていないか、離島や過疎地域が過度に偏っていないか等を地域担当卸（候補）に確認し、地域担当卸（候補）は意見があれば書面で都道府県に回答することとし、都道府県は必要に応じて修正を行う。）。

※ 2 各都道府県の地域担当卸（候補）の病院・診療所への配送先軒数の比率については、厚生労働省が民間データから抽出し、都道府県に伝達することを予定している。

（ウ） 都道府県は、各卸業者から分担を希望する地域について、都道府県内の病院・診療所への配送先軒数の大きい順に聴取する。

（エ） 都道府県は、調整の結果を踏まえ、地域と希望卸業者のリストを作成し、地域担当卸（案）とする。

ウ 都道府県内の関係者間による最終協議

（ア） 都道府県は、都道府県医師会、担当希望卸業者を含む 3 者で管内の地域担当卸（案）について協議を行う。

（イ） 都道府県は、上記の協議結果を踏まえ、必要に応じて案を修正した上で、最終決定を行う（各卸業者は都道府県修正案を尊重するものとする。）。

（ウ） 都道府県は、協議結果を厚生労働省に報告する。（令和 3 年 1 月 22 日（金）まで）

エ 補正（令和 3 年 2 月末日）

新型コロナワクチンの接種体制については、別途、市町村が構築することとなるが、複数の市町村で一体的に接種体制を構築する場合等、一体的に接種体制を構築している地域を複数の卸業者で分担することがないよう、都道府県が上記の決定内容を補正する。

オ 地域卸業者に必要な要件

地域担当卸については、以下の要件を満たす必要がある。

（ア） 基本的要件

- ・ 現時点において、契約締結又は基本合意に至っている新型コロナワクチン及び当該ワクチンの接種用の針・シリンジの保管・流通等について、平時の商流・物流とは異なる特別な対応が求められることや、それらを混乱なく速やかに医療機関等の接種会場に納品することの重要性を理解するとともに、天災等を含めた想定外の事態にも、国、都道府県、製造販売業者、医療機関等の関係者と協力して対応するなど、地域内のワクチン等の保管・流通等を一元的に担うことについて卸業者として

責任を持った対応を行う意思があること。なお、ファイザー株式会社の新型コロナワクチンについては、超低温での迅速な納品が必要となるため、同社から医療機関等の接種会場に直接配送される。

- ・ 必要な情報伝達、報告受付等については、クラウド上に新設するワクチン接種円滑化システムを介して行うことを想定しており、卸業者として、指定された期日での配送その他国の指示に基づく必要な対応を適切に行えること。
- ・ 担当を希望する都道府県内の医療機関とワクチンに係る取引実績があること。
- ・ 担当を希望する都道府県内に物流センター又は支店を有し、トラブル等への対応ができる体制があること。
- ・ 落雷、地震による停電等によりコールドチェーン体制が損なわれることがないよう、ワクチンを取り扱う全ての物流センターに自家発電装置等を備えていること。また、その他の事業継続対策（BCP対策）を整えていること。
- ・ 副反応の発生時等に必要な情報を収集し、ワクチン及び針・シリンジの製造販売業者に伝達することができるとともに、医薬品医療機器等法に規定する生物由来製品の記録保管及び情報提供を適切に行えること。
- ・ その他、各社ワクチンの特性に応じた必要な要件を満たすこと。

(イ) 各社ワクチンの取扱に必要な要件

- ・ モデルナ社/武田薬品工業株式会社の新型コロナワクチン
 - ① 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ の貯法で保管するとともに、 $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。なお、ワクチンの分配・納品作業においてディープフリーザーから出すことができる時間（許容暴露時間）は $2\sim 8^{\circ}\text{C}$ の条件下で計10分間であり、解凍は不可であること。これを厳守し、求めに応じて報告できるように必要な記録をとること。
 - ② 保冷室（ $2\sim 8^{\circ}\text{C}$ ）を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
 - ③ 品質管理、温度管理、偽造医薬品対策等の観点から、医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインに一定レベルで適合していることを武田薬品工業株式会社又は厚生労働省の指定する者の確認を受けていること。
 - ④ 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、武田薬品工業株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
 - ⑤ ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。
- （注）卸業者での保管及び配送用として、データロガー付きで車載可能なディープフリーザーについて武田薬品工業株式会社から提供される（巡回配送を前提とした数）。

ディープフリーザーの代わりに-20℃の蓄冷剤及び配送用保冷ボックスを組み合わせた対応も可能であるが、ロガーによる温度管理が実施されていることが必要である。なお、急速冷凍機、-20℃の蓄冷材等の設備等は武田薬品工業株式会社からは提供されないことに留意すること。

・ アストラゼネカ株式会社の新型コロナワクチン

- ① 卸業者が指定する物流倉庫に納品されたワクチンを2～8℃の貯法で保管するとともに、2～8℃を保った上で、指定された納入先に期日内に配送することができること。
- ② 保冷室（2～8℃）を備え、仕分・梱包・配送等の必要な作業を当該保冷室で行うことができること。
- ③ 当該ワクチンは、英語での包装・ラベル表示での輸入となるため、別途、アストラゼネカ株式会社から提供される日本語の添付文書・取扱説明書をワクチン配送時に同梱・同封できること。
- ④ ワクチンの接種医に対して添付文書・取扱説明書の内容・情報を提供できること。

（３）ワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等については、国、都道府県、市町村及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定する。

①国は都道府県の割り当て量を調整、②都道府県は市町村等の割り当て量を調整、③市町村は医療機関等の割り当て量を調整することとし、割り当てに必要な担当者、担当者連絡先、配送先住所等については、国が用意するワクチン接種円滑化システムにより収集及び共有する。なお、ワクチン接種円滑化システムの利用方法については、ワクチン接種円滑化システムの操作マニュアルを参照すること。

また、ワクチン等の割り当てについては、地域の医療関係団体等と連携して、割り当ての方針の検討及び調整を行う。

なお、医療機関以外の接種を行わない場所であっても、都道府県又は市町村が管理する場所であれば、責任医師を決めた上で、ワクチンの配送を受けることができる。このため、都道府県又は市町村は、自らが管理する場所を基本型接種施設として、連携型接種施設にワクチンの移送を行うことも想定される。

（４）超低温冷凍庫等

新たに開発が進められている新型コロナワクチンの種類によっては、品質、有効性及び安全性を保つために冷凍した状態で保管・流通することが必要であると考えられており、医療機関等において適切に保管管理ができるよう、超低温冷凍庫や、ドライアイスによる保管を行う必要がある。

このため、国が超低温冷凍庫及びドライアイスについて、一定のルールに基づき割り当て等を行う。

ア 超低温冷凍庫

超低温冷凍庫については、人口規模に応じて配置することとしつつ、各市町村が1台以上配置されるように国が一定量を調達し、割り当てを行う。超低温冷凍庫の実際の配置に当たっては、連日100回程度の接種が求められることを踏まえ、一定規模の病院や複数の医療機関が協力して運営する会場、巡回診療の拠点となる場所等へ配置することができるように調整を行う。配置されるまでの流れは以下のとおり。

- ①国から各自治体に最低1台を割り当て、残りを人口規模等に応じて割り当てる。
- ②市町村は配置先を決定し、都道府県の納入希望数を報告する。都道府県は、管内市町村及び都道府県の納入希望数を国へ報告する。
- ③国は配置先等の情報を冷凍庫メーカーへ伝達する。
- ④各自治体は、冷凍庫メーカーから超低温冷凍庫の納品を受ける。

なお、各自治体において配置の辞退があった場合等、超低温冷凍庫の割り当て量に余剰が生じた場合は、余剰分について配置希望の募集を行う。

また、国から割り当てられた超低温冷凍庫の他に自治体が独自に購入することは差し支えない。

接種順位が上位の医療従事者等に対する接種体制を構築するにあたり、超低温冷凍庫の配置に関する情報は重要であることから、管内の医療関係団体等の関係者と情報共有を行うこと。

また、超低温冷凍庫の使用に当たっては、専用ブレーカーを備えた回路を使用するなど、適正に使用すること。

イ ドライアイス

特定の新型コロナワクチンは、保冷容器にドライアイスが満たされた状態での輸送が想定される。当該ワクチンについては、超低温冷凍庫による保存の他、ドライアイスによる保存も可能であり、超低温冷凍庫が配置されていない医療機関等においては、当該ワクチンをドライアイス入りの保冷容器によって保存することとなるため、定期的にドライアイスの補充を行う必要がある。ドライアイスの補充に必要な物品（耐冷手袋、保護ゴーグル、小型スコップ等）は国又はワクチン製造販売業者が確保する。

ドライアイスの補充は、一定の周期で行われ、国が用意するワクチン接種円滑化システムに配送先、担当者、担当者の連絡先等を登録することにより配送日を確認することができる。ドライアイスは曜日等に関係なくに配送されるため、接種実施医療機関等においては、ドライアイスが届く日にドライアイスの詰替えを行えるように準備すること。

また、保冷ボックスは室温25℃以下で保管するとともに、換気が良く広い部屋に設置することや、設置場所に二酸化炭素濃度計を設置すること等により、窒息による事故を防止する。

ドライアイスの配送は、国が一括して行うため、各自治体において調達を行うことは不要である。ただし、沖縄県や離島（本州から陸送できない地域）はドライアイスを配送できない地域となる可能性があることから、超低温冷凍庫を用いた接種体制を構築する必要がある。

（５）ワクチン等に付属する物品

ア ワクチンに付属する書類

新型コロナワクチンの配送時に、付属書類として、添付文書、ワクチンロットシール（接種済証・予診票貼付用）、英語／日本語ラベル読替票及び外箱開閉記録チェック票等が配送される。

イ 生理食塩水

特定のワクチンは、接種前に希釈を行う必要がある。当該ワクチンについては、配送時に生理食塩水が配送される。

６ 印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

（１）概要

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。なお接種順位が上位となる医療従事者等に対しても接種券を送付すること。

また、医療機関等において、ワクチンの接種前に問診、検温及び診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べるとともに、接種券を貼付し、費用請求を行うために「予診票」を作成する必要がある。

予診票の内容は医薬品医療機器等法に基づくいわゆる薬事承認が行われた後に確定すること及び薬事承認の内容によっては、予診票の様式が変更となる可能性があり、接種対象者個人に送付を行うことが困難であると考えられるため、原則市町村が予診票の印刷を行い、接種実施医療機関等に配布することとする。

接種券の券面には、医療機関等において接種対象者であることが確認できるよう、必要な情報を印字する。

（２）様式

ア 接種券及び接種済証の様式

接種券の様式については、以下のとおりとする。

項目	仕様
サイズ	予防接種券１枚あたり：縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm

紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	・ 1 回目、2 回目の接種を想定するため計 2 枚 ・ 「予診のみ」の場合に利用する券を計 2 枚
その他	・ OCR の読取りに影響のない用紙であること ・ 接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること

※上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することについても差し支えない。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考
1	券種	「2__ワクチン接種」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
2	接種回数	・ 1 回目、2 回目 → 計 2 枚とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	・ 市町村名（都道府県名＋市町村名） ・ 市町村 No（総務省全国地方公共団体コード 6 桁） ※支払請求事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL： https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・ 算用数字 10 桁（固定値・前ゼロ詰め） ・ 市町村において一意となる管理番号とすること
5	接種者氏名	・ 20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない。
6	接種情報登録用 バーコード (任意記載事項)	・ 市町村システム入力支援用 ・ NW-7 規格 ・ サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度
7	OCR ライン	・ 代行機関システム入力支援用 ・ 券種（1 桁）＋回数（1 桁）＋市町村コード(6 桁)＋券番号(10 桁・固定値) ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCRB 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の上に 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

接種券（予診のみ）の印字内容

No	印字項目	備考
1	券 種	「1__予診のみ」とし、数字と文字の間を破線で区切る こと
2	予診回数	2 回分を用意し、数字と文字の間を破線で区切る こと
3	請求先	・市町村名（都道府県名＋市町村名） ・市町村 No（総務省全国地方公共団体コード 6 桁） ※支払請求事務に支障を来すことのないよう、誤りに留 意されたい。 ※掲載 URL : https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html
4	券番号	・算用数字 10 桁（固定値・前ゼロ詰め） ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	接種者氏名	・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォ ントを変更することは差し支えない。
6	接種情報登録用 バーコード （任意記載事 項）	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度
7	OCR ライン	・代行機関システム入力支援用 ・券種（1 桁）＋回数（1 桁）＋市町村コード（6 桁）＋ 券番号（10 桁・固定値） ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR-B 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の上に 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

接種済証様式

項目	仕様
サイズ	縦 99.0 mm～105.0mm×横 63.0mm
紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	以下の情報を記載する接種済証を 1 枚 ・ 1 回目、2 回目の接種情報を記載する記入欄 ・ 被接種者及び接種者情報欄（氏名・住所・生年月日・市町村長名）
その他	最上部の表題、1 回目、2 回目及び接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること（ミシン目は不要）

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	1 回目、2 回目 → 計 2 枚
2	接種年月日	医療機関で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー／Lot No.	医療機関でワクチンシール（Lot No）を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種場所	医療機関で記入するため、記入領域を設けること
5	接種者氏名	20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない。
6	接種者住所	送付宛名面と同じ送付先情報を印字すること
7	接種者生年月日	接種者の生年月日を印字すること
8	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR-B 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の間に 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること

接種券、接種券（予診のみ）及び接種済証の印刷レイアウト

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
厚生 太郎

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。
 年齢等により接種いただける時期が異なります。
 ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切にお持ち下さい。

接種券		診察したが接種できない場合		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19	
券 種	2 ワクチン接種	券 種	1 予診のみ	1回目	
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	2021年
券番号	1234567890	券番号	1234567890	月 日	
氏 名	厚生 太郎	氏 名	厚生 太郎	接種場所	（シール貼付け）
 OCRライン（18桁）		 OCRライン（18桁）			
券 種	2 ワクチン接種	券 種	1 予診のみ	2回目	
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	2021年
券番号	1234567890	券番号	1234567890	月 日	
氏 名	厚生 太郎	氏 名	厚生 太郎	接種場所	（シール貼付け）
 OCRライン（18桁）		 OCRライン（18桁）			
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。					
				氏 名	厚生 太郎
				住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
				生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
				〇〇県〇〇市長 日キ 一郎	

※予防接種券2回分、予診のみ券2回分、予防接種済証の配置は変更しないこと

イ 予診票の様式

予診票は様式 3-6-1 のとおりとし、以下の仕様とする。

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ※全国統一の標準的な様式を用いること
その他	クーポンの貼付け枠（を設けること縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ）。

また、様式 3-6-1 により予診票を印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100% として印刷を行うこと。

※複写式の紙の使用は、代行機関における請求支払事務にあたり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則行わないこと。特段の理由があり、複写式の紙により作成する場合は、以下の2点を遵守すること。

- ① 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙（感圧紙）N 6 0（コピー用紙と同等、0.08mm、55Kg ベース）とすること。
- ② 記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を代行機関提出用とすること。

(3) 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付することとなるが、すべての接種対象者の接種券等について全国一斉に印刷及び封入封緘（以下「印刷等」という。）を行った場合、印刷等の処理が逼迫し、地域ごとに印刷等の時期に差ができるおそれがある。このため、接種順位等の発送区分ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に接種券等の印刷等を行うこととする。

一方、データ抽出の基準日同士が近い等の理由により、複数の発送区分の印刷等のスケジュールが重複する場合は同時に印刷等を行って差し支えない。この際、発送区分ごとに発送を行うことができるように、接種券等を発送区分ごとに保管すること。接種券等を一定期間保管する必要がある場合は、鍵付きの倉庫等に保管することとし、個人情報の紛失等が起こらないように留意するとともに、高温多湿の環境に保存せず、冷暗所に保存すること。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者について、追って接種券等の印刷等を行う。

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき印刷等を行う。

なお、接種順位が上位の医療従事者等に対する接種を行う際には、接種券を用いないため、接種券等の印刷等にあたり医療従事者等を把握する必要はない。

具体的な発送区分のぐとの印刷時期等は以下のとおり。

	発送区分 (令和4年3月31日 時点での満年齢に基づ く)	印刷期間	データ抽出の基準 日
1	75歳以上(昭和22年 4月1日以前に生まれた 方)	令和3年4月16日までを目途 ※4で想定される発送期間を見 ながら、可能な限り早期に印刷を 開始すること	令和3年1月1日
2	65歳以上75歳未満 (昭和22年4月2日～ 昭和32年4月1日生ま れ)	令和3年4月16日までを目途 ※4の想定される発送期間を見 ながら、可能な限り早期に印刷を 開始すること	令和3年1月1日
3	それ以外の者 ※60歳～64歳、50～ 59歳、40～49歳、30～	令和3年5月31日までを目途	令和3年4月1日

	39 歳、20～29 歳、17 歳 ～19 歳の区分で印刷し ておく。		
--	---	--	--

※ 令和 3 年度中に 16 歳となる者については、誕生月ごとなど、新たに接種対象となった者に対して自治体の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこと。

なお、16 歳未満の者に対する接種券の発送は、現時点で承認されたワクチンがなく、予防接種法に基づく接種の対象とされていないことから未定である。

(4) 接種券の段階的な発送について

接種券等については、発送区分ごとに発送することとする。発送にあたっては、郵便事業者等と持ち込み日時等について事前に調整を行うこと。

データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に住民基本台帳から削除された者について、各自治体において、可能な範囲で抜き取り処理を行うこと。なお、医療従事者等について、接種券等の発送の対象から除く必要はない。

発送を行った後に郵便物が宛先不明等の理由で返戻となった場合に、市町村において調査を行い再度発送する必要はない。

また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者について、すみやかに発送を行う。

各発送区分の発送期間の末日より後に転入等の事由により住民基本台帳に新たに記載された者については、接種対象者又は代理人からの申請に基づき発送を行う。この際、窓口において交付することも差し支えない。発送等に当たって、当該接種対象者が、接種券を既に持っている場合は、可能な限り回収することとする。既に接種を受けている場合は、接種券及び予診のみ券を台紙からはがし、接種済証は接種対象者へ返却することとし、接種を受けていない場合は台紙ごと回収すること。

具体的な発送区分ごとに想定される発送期間は以下のとおり。なお、今後の状況により、変更することがある。

※ 発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。ただし、分けて行う場合、第 2 章の 3 に記載の接種開始時期の見込み等に留意し、住民票所在地外の医療機関や高齢者施設等での接種に支障が生じないよう、こうした施設に入院・入所している住民等に予め接種券が届く必要があることに十分に配慮願いたい。

	発送区分	想定される発送期間
1	75 歳以上	標準的には令和 3 年 4 月 23 日頃まで
2	65 歳以上 75 歳未満	標準的には令和 3 年 4 月 23 日頃まで

3	それ以外の者	具体的な期間は追って示すが、6月に発送できる準備を行っておく必要がある。
---	--------	--------------------------------------

なお、発送物の一覧は以下のとおり

通知物	仕様
【送付物】	・封筒 原則として、以下の仕様とする。ただし、既存の封筒で対応する場合は、仕様は問わない。 仕様：235mm×120mm(長形3号)、内込、窓付き、アラビアインサータ 使用材料：晒クラフト 80g 又は 70g 印刷：裏表面2色、内面1色 窓仕様：1つ窓、セロファン素材 ・同封物 1) 以下の①～④が一体となった送付用紙1枚 ※ 以下（送付用紙のイメージ）に示す縦幅9インチを二つ折りにして封入する。もしくは、接種券の仕様およびサイズを保った様式で印刷・封入すること。 ① 宛名送付状 ② 予防接種券2回分 ③ 予診のみ券2回分 ④ 予防接種済証 2) 事業案内1枚 ※厚生労働省 統一様式（A4版） ※配達完了までに第三者が内容閲覧できない状態とすること （記載内容が透けないよう配慮すること。） ※厚生労働省 統一様式はパワーポイントの様式で提供することを想定しており、市区町村において適宜加工して構わない。 ※このほか必要に応じ、市区町村からの案内を若干枚同封することは差し支えない。

（5）接種順位が上位の医療従事者等に係る接種券付き予診票の印刷

都道府県、市町村、医療関係団体等は、接種順位が上位の医療従事者等のうち、接種を希望する者に対して、ワクチン接種円滑化システムを用いて接種券付き予診票を発行する。基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等に関しては、当該施設において印刷することとする。

ア 都道府県における接種券付き予診票の印刷

都道府県は、管内の国の機関の職員、(自衛隊や検疫所職員等)、都道府県の職員(保健所職員等)及び医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等の接種予定者リストを作成し、ワクチン接種円滑化システムを用いて接種券付き予診票を発行する。具体的には、予め対象となる機関等が都道府県に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」(医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式(様式3-6-5)。以下「リスト」という)を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ・同一の者が複数のリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること。
- ・従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること(万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要)。

都道府県は、機関等から提出されたリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。

機関等は、接種前日までに、都道府県から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということに留意すること。

イ 市町村等における接種券付き予診票の印刷

市町村は、市町村職員(救急隊員等)の接種予定者リストを作成し、ワクチン接種円滑化システムを用いて接種券付き予診票を発行する。具体的には、「医療従事者等優先接種予定者リスト」(医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式(様式3-6-5)。以下「リスト」という)を作成する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ・同一の者が複数のリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること。
- ・従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること(万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要)。

市町村は、作成したリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。

市町村は、接種前日までに、発行した「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。

なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということに留意すること。

ウ 新たに医療従事者等になった者等の取扱い

最初の接種券付き予診票の発行後に、新規採用等により新たに医療従事者等になった者や転居等により接種券情報に変更があった者については、随時、接種券付き予診票の発行を行うことができるため、以下のような対応が可能である。随時発行を行うことが難しい場合には、4月以降に締切を設け、発行を行うことも想定される。

- ・ 4月1日入職で、新たに医療従事者等に該当する者に対しては、採用した医療機関等において、入職後に接種券付き予診票を発行することができる。
- ・ 接種券付き予診票の発行を受けた者について、住民票の記載内容に変更を伴う転居等により、接種券情報に変更が発生した場合は、転居等の後に再発行を受けること。接種時に、この場合、1回目接種を受ける前に転居等をした場合は、元々発行を受けた接種券付き予診票は破棄し、新たに発行を受けた接種券付き予診票を用いること。また、1回目の接種を受けた後に再発行を受けた場合は、元々発行を受けた接種券付き予診票の2回目分と、再発行を受けた接種券付き予診票の1回目分を破棄すること。
- ・ 医療従事者等に対する優先接種については、原則として、在職中に2回接種を受け、一定期間勤務できると見込まれる者を対象とするが、1回目の接種後に退職や転勤等により医療従事者等に該当しなくなった者については、元の勤務先又は転勤先において、接種の機会を確保するように努める。

医療従事者等に対する優先接種の開始後に、新たに医療従事者等に該当する者については、勤務する施設又は勤務する施設が確保した接種場所で接種を受ける。転勤等により勤務場所に変更がある者については、転勤前後に勤務するいずれかの施設で接種を受けることになるが、例えば、転勤後の施設で2回目の接種を行う機会を確保する等により接種を受ける機会が失われないようにする。また、医療従事者等が自分の接種順位でない段階で医療従事者等として優先接種を受ける場合には、接種券付き予診票を用いて勤務する施設又は勤務する施設が確保した接種場所、年齢等の自分の接種順位の段階で接種を受ける場合には、市町村から送付される接種券を用いて、勤務する施設又は住所地内の接種場所で接種を受ける。

(6) 高齢者施設等の従事者に係る証明書等の印刷

高齢者施設等の従事者（居宅サービス事業所等の従事者及び訪問系サービス事業所等の従事者を含む。）が接種を受けるに当たっては、接種順位の上位であることを証明する書類等を医療機関等で提示することが必要である。そのため、高齢者施設等は、接種を希望する高齢者施設等の従事者に対し、接種順位の上位である高齢者施設等の従事者であることの「証明書」を当該従事者に発行する（様式3-6-3）。

なお、居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等がその従事者に「証明書」を発行する際は、市町村に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する職員に対して発行すること、「証明書」を発行して優先接種の対象とした職員について、名簿等の作成により対象者の管理を行うことが必要となる。

接種を希望する高齢者施設等の従事者は、住民票所在地の市町村の実施手順に従い、住民票所在地から送付された接種券とともに「証明書」を接種実施医療機関等に提示する。高齢者施設等が発行した「証明書」は、第1回及び第2回ともに使用するものであり、接種実施医療機関では回収されない。

また、高齢者施設の従事者（居宅サービス事業所等の従事者を含む。）が、接種順位の特例に該当し、接種を受けることを希望する場合、市町村は高齢者施設からの申請に基づき接種券付き予診票を発行する。

具体的には、高齢者施設は、予め高齢者施設が所在する市町村に対し、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式（様式3-6-5）。以下「リスト」という）を提出する。なお、リストを作成するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ・同一の者が複数の高齢者施設においてリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認すること（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合は注意が必要）。
- ・従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること（万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、接種実施医療機関の請求事務に支障をきたすことになるため注意が必要）。

市町村は、高齢者施設から提出されたリストに基づき「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。

高齢者施設は、接種前日までに、市町村から発行された「接種券付き予診票」を接種予定者へ配布する。なお、接種券付き予診票を用いて接種を受けた従事者については、住民票所在地の市町村から送付される接種券を用いて再度接種することのないよう伝える必要があること。

なお、接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が必ずしも叶わないことに留意すること。

（7）予診票の印刷に係る準備

予診票について、医薬品医療機器等法に基づくいわゆる薬事承認が行われた後に確定するため、新型コロナワクチンの薬事承認後から実際の接種までの準備期間が短いことが想

定される。このため、予診票の内容が確定した段階で速やかに印刷を行うことができるようにあらかじめ準備を行うこととする。

具体的には、各自治体において、令和3年2月下旬から印刷を行うことができるよう、65歳以上の者の接種に必要な予診票の枚数を算定し、庁内で印刷を行うか、外部委託による印刷を行うか検討する。必要枚数の算定にあたっては、書き損じ等を含めて枚数を算定すること。また、複数市町村で接種体制を構築する場合は、自地域内の医療機関等において必要な枚数を算定し、印刷を行うこと。

庁内において印刷を行う場合、まず、印刷用紙の確保及び印刷機材の確認を行う。

印刷用紙の確保にあたっては、一般的に発注から納品まで一定の期間を要することから、納品期日を確認し余裕を持って発注を行うこと。なお、分割して発注することも差し支えない。

印刷機材の確認にあたっては、庁内共同の高速印刷機等、使用可能な機材を確認し、暫定の様式などで、問題なく印刷できることを確認する。また、印刷に係る期間を算定するとともに、機材使用について他業務との事前調整を行う。

予診票の印刷の全部又は一部を外部委託する場合、既存の単価契約等で対応可能かどうか契約担当課等に確認を行い、新規に契約が必要な場合は契約担当課等と協力し、迅速に契約を行う。また、外部委託を行う場合は、納品スケジュールの確認、校正期限の確認を行い、接種に十分に間に合うように段取りを行う。納品スケジュール、校正期限の調整の結果、予診票を接種に使うタイミングが合わない場合は、当面の間庁内で印刷を行うことについても検討を行う。

高齢者以外の者に係る予診票の印刷については、接種状況等を勘案して順次印刷を行うこととして差し支えないが、印刷用紙の購入や外部委託を行うに当たって、年度当初の調達が困難な場合も想定されることから、契約担当課等と連携し、予診票が不足しないよう令和2年度中に印刷用紙の購入や事前に印刷等を行っておくこと。

なお、高齢者以外の者に係る予診票の印刷に当たっては、ワクチンの追加等により様式が変更となる可能性があることに留意すること。

(8) 予診票の配付

市町村は、接種券の発送時期に合わせて、接種実施医療機関等に予診票を配布することとする。配布に当たっては、医療機関等の接種希望量やワクチン割り当て量等を勘案して配布数を決定することとし、事前に医療関係団体等と協議を行い、配布方法を決定しておくこと。配布に当たって、サテライト型施設への予診票の配布は、基本接種型施設からワクチンを配送する際に基本接種型施設から配布するものとする。

また、医療機関等において予診票の在庫が少なくなった場合の対応についても事前に決定し周知しておくこと。配布方法は、医療機関等に郵送、宅配便を利用した輸送の他、直接配布すること等が考えられる。

なお、接種券等の発送スケジュールに影響を及ぼさない範囲で接種対象者個人へ送付することは差し支えない。

7 費用請求支払

(1) 概要

今般の新型コロナワクチンの接種に係る費用については、原則住民票所在地の医療機関等で接種を行うことから、医療機関等が直接市町村へ請求するものとする。

一方、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な者も一定数いることから、限られた期間で効率的に全国統一の集合契約の仕組みを構築する必要があること、全ての市町村と既存の請求支払・決済に関するシステム構築がされていること、同様の先行事例があり導入に要するシステム等の準備が比較的短期間で整うことが期待されること等の理由から、住民票所在地以外の医療機関等で接種を行った分の請求支払について、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）を代行機関とすることとしている。市町村と国保連との間の契約について、事務処理の煩雑化を防ぐために、原則集合契約の形で行うこととする。なお、接種実施医療機関等と代行機関との間で新たに契約を締結する必要はない。

また、広域での接種体制を構築している場合等に、住民票所在地外の医療機関等で接種を行った場合に住民票所在地の市町村又は当該市町村が指定する場所等へ直接費用請求を行うように事前に取り決め等を行っていた場合は、国保連及び国保中央会を通して費用請求を行う必要はない。

(2) 集合契約の手順

市町村と国保連との間の契約について、事務の繁雑化を防ぐため、所在地都道府県に本契約に係る権限を委任する。具体的には、市町村は、様式 3-7-1 により、都道府県知事宛の委任状を作成し、提出する。

各都道府県は、市町村から提出のあった委任状をとりまとめ、当該都道府県の国保連と委託契約を締結する。

(3) 集合契約の内容

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る委託契約（案）及び別紙の委託元一覧表については、様式 3-7-2、様式 3-7-3 の通りである。

各都道府県と当該都道府県の国保連との契約に使用されたい。

(4) 契約に関する留意事項

委託契約（案）第3条の委託事務手数料については、300円（税込み）を上限に、契約者間で決定すること。

委託契約（案）第13条の委託期間について、委託契約期間が1ヶ月未満の場合は、翌年度の契約について、契約日までに契約者間で協議した上で決定しておくこと。

8 住民への情報提供

市町村及び都道府県は、広報誌、ホームページ、電話相談等により、住民が適切に情報を得ることができるように情報提供体制を整備すること。

なお、住民に身近な市町村が接種事務を実施することから、接種手続等の一般相談対応については市町村が担い、広域的視点から専門的相談対応は都道府県に担っていただくことを想定しているが、都道府県が市町村と連携・調整し、地域の実情に合わせて情報提供体制を構築して差し支えない。

障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コールセンター等の相談窓口では、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず説明する他、電話以外にも、FAXやメール等による相談対応が可能となるよう検討を行うこと。また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、郵便物の内容及び発信元を点字や拡大文字での表記を検討する、自治体ホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討すること。

第4章 接種の流れ

1 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚生労働省が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

また、接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報誌、ホームページ等を活用して、住民に対して周知すること。

2 新型コロナワクチン等の流通

(1) 都道府県が行う割り当て

都道府県は国から割り当てられた新型コロナワクチン等を管内の市町村等に割り当てる。

割り当て量の決定に当たっては、市町村の人口、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮するものとし、国が用意するワクチン接種円滑化システムを用いて、国、管内市町村、地域担当卸等に連絡するものとする。

(2) 市町村が行う割り当て

市町村は都道府県から割り当てられた新型コロナワクチン等を管内の接種実施医療機関等に割り当てる。

割り当てに当たっては、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮するものとし、国が用意するワクチン接種円滑化システム等を用いて、国、都道府県、地域担当卸、接種実施医療機関等に連絡するものとする。

(3) 地域担当卸による流通

地域担当卸は、市町村から担当する接種実施医療機関等へ割り当てられた新型コロナワクチン等の量を確認し、国が用意するワクチン接種円滑化システムを用いて、担当する接種実施医療機関等へ納入予定日を連絡する。

また、ワクチン接種円滑化システムに入力された情報等を基に、担当する接種実施医療機関等へ納入を行う。

(4) 接種順位の上位となる医療従事者等への接種に係る流通

都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設からの接種希望量の申告に基づき、新型コロナワクチン等の割り当てを行う。

基本型接種施設からの接種希望量の申告は、当該施設の従事者に対する接種予定数、連携型接種施設に対する配分予定数、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、ワクチン接種円滑化システムを通して行われる。基本型接種施設から、連携型接種施設にワクチン等を配分する場合は、配分先及び配分数を記録した台帳を整備する必要があることから、都道府県は、当該施設に対して台帳の整備を行う必要がある旨を周知する。

連携型接種施設からの接種希望量の申告は、当該施設の従事者に対する接種予定数、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を考慮し、基本型接種施設に接種希望量の申告を行う。この際、連携型接種施設はワクチン接種円滑化システムを通して申告を行わないが、当該施設は、別途当該システムに必要な事項を入力する必要があるため、都道府県は、当該施設に対して、同システムに入力を行う必要がある旨を周知すること。

(5) 冷凍ワクチンの移送

超低温冷凍庫等において、保存されているワクチンを連携型接種施設及びサテライト型接種施設へ移送する場合は、以下の要件に留意すること。

(冷蔵移送する場合の留意点)

- ・ 保冷バックの使用方法は、保冷バックの蓋の内側に記載してある方法を遵守すること。
- ・ ワクチンは超低温冷凍庫から取り出したら速やかに保冷バックに格納すること。凍結したワクチンが冷蔵移送中に融解することは差し支えないが、再凍結は厳禁である。(保冷バッグには、容量：10L程度、外気温 35℃で、12 時間以上、2℃から 8℃を維持できる性能が求められる。)
- ・ ワクチンの移送に要する時間は原則 3 時間以内とする（離島等の特別な事情がある場合においても 12 時間を超えることはできない。)
- ・ ワクチンの性質上、振動を避け安定した状態で運搬する必要があることを踏まえ、運搬に当たっては、保冷バックを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送に自転車やバイクの利用は避けること。
- ・ 移送中に保冷バックの開閉を行う場合には、1 回の開閉作業を 2 分以内に完了し、次の開閉までは 30 分以上の間隔を開け、1 回の移送で途中の開閉は 6 回までとする。また、途中で開閉を行う場合は、特殊な事情がある場合でも、6 時間を超えて移送することはできない。
- ・ バイアルは、必ずバイアルホルダーで固定すること。移送中にわたりバイアルホルダーから飛び出さず直立して固定されている必要がある。
- ・ 一度保冷バックから取り出したバイアルは、原則として保冷バックに戻さないこと。ただし、保冷バック内で明確に区別できる場合は、希釈時刻がわかるようにした上で戻しても差し支えない。ただし、希釈後の保管可能期間は 6 時間であることに留意すること。

(-60℃～-10℃で移送する場合の留意点)

- ・ ファイザー社のワクチンについては、-60～-10℃の温度帯で移送することも可能である。この場合、ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁である。
- ・ ディープフリーザーから取り出たら、速やかに移送用の冷凍庫に移すこと。いったん解凍したワクチンは、冷凍（-60℃～-10℃）で運送してはならない。
- ・ 移送時間は 3 時間を超えてもよいが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中に移送すること。
- ・ -60℃～-15℃での移送後の保管については、2～8℃の環境で保管する場合は 5 日間保管することができる。また、-60～-15℃の環境で保管する場合は 14 日間保管することができ、1 回に限り、再度-90～-60℃の環境に戻して、製剤の有効年月日まで保管することができる。
- ・ -15～-10℃での移送後の保管については、2～8℃の環境又は-15℃～-10℃の環境で 5 日間保管することができるが、再凍結を防ぐために-10～2℃での保管をすることはできない。

(-90℃～-60℃で移送する場合の留意点)

- ・ サテライト型接種施設にディープフリーザーが設置されている場合に限り、基本型接種施設で必要数量をディープフリーザーに格納した後、配送に使われた保冷ボックス等を用いて-90℃～-60℃で移送することができる。基本型接種施設での保冷ボックスの取扱いに当たっては、配送箱の開閉は1日2回までで、3分以内に作業を完了すること。保冷ボックスを使用して移送を行った場合、サテライト型接種施設で残り全てのワクチンをディープフリーザーに格納した後、保冷ボックスを速やかに基本型接種施設に返送する。
- ・ 配送に使われた保冷ボックスを用いる場合、基本型接種施設においては、取り出したワクチンをディープフリーザーの温度に耐えられるような素材のトレイ等の容器で保管することが考えられる。また、基本型接種施設からの移送に当たっては、バイアル箱の中に隙間ができるため、バイアルが転がって破損しないように、できる限りバイアルが転がらないようスペースに緩衝材を詰める等の対応が考えられる。
- ・ 追加のドライアイスは発送されないため、ワクチンの発送日（倉庫から基本型接種施設に向けて発送された日）から4日後までにサテライト型接種施設に配送すること。

※ 冷凍の移送では、揺れを減らすよう慎重な取り扱いが求められる冷蔵(2℃～8℃)での移送に比べ、より安定した管理が可能であるとされる。

冷蔵での移送に使用する保冷バック等（保冷バック、保冷剤、蓄熱材、バイアルホルダー等）は、国が購入し、超低温冷凍庫の配置場所1か所当たり4セット程度配送することを想定している。

なお、ワクチン本体の他、ワクチンの希釈に用いる生理食塩水、接種用注射針及びシリリング、接種シール、添付文書、ラベル読替票等の付属品についても合わせて配送すること。

また、市町村、基本型接種施設、連携型接種施設又はサテライト型接種施設の責任において、小分けしたワクチンの移送を運送業者に委託することは差し支えない。

3 接種を実施する段階における注意

(1) 接種不適当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

ア 接種不適合者

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ・ 明らかな発熱を呈している者（※）
- ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ・ 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
※明らかな発熱を呈している者とは、通常 37.5℃以上の発熱をいう。

イ 接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する以下の者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応をとること。なお、基礎疾患を有する者等については十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があること。

- ・ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ・ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・ 過去にけいれんの既往のある者
- ・ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- ・ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

（２）対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、窓口に来た対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

また、対象者の住所を管轄する市町村と接種実施医療機関等が所在している市町村が異なる場合は、原則として住民票所在地の市町村から新たに接種券の発行を受ける必要があること及び住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受ける必要があることを対象者に説明すること。ただし、住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受けることができないやむを得ない事情があると市町村長が認めた場合には、接種を行って差し支えない。

なお、接種回数を決定するにあたり、海外等で受けた予防接種については、医師の判断と被接種者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の同意に基づき、既に接種した回数分の臨時接種を受けたものとしてみなすことができること。

（３）副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

さらに、児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱いについては、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成 27 年 12 月 22 日健発 1222 第 1 号・雇児発 1222 第 5 号・障発 1222 第 2 号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等

イ 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長

ウ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長

（４）接種歴の確認

複数回接種が必要な新型コロナワクチンを接種する場合、医師は、予防接種済証を確認すること。乳幼児・小児に対して接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。

（５）接種液

接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。

また、接種液に異常が見られた場合については、ワクチンメーカーに連絡の上、当該バイアルを廃棄せずに保管しておくこと。

(6) 貯蔵方法等

接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷凍庫、冷蔵庫等を使用する方法によること。

(7) 接種時の注意

予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。

イ 新型コロナワクチンによって、凍結・再凍結させないこと、溶解は接種の一定時間前に行き一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意すること等の留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。

ウ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。

エ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。

オ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。

カ 接種実施医療機関等においては、新型コロナワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることや、パーティション等により他の患者と空間的に分離することなど接種対象者の感染リスクの軽減を図る等の3密を避ける取組を行うこと。

キ バイアル製剤は複数回の投与が可能であり、有効利用に努めること。ただし、医療安全の観点から、汚染や不適切な管理があった場合、又はそのおそれがある場合には使用せず、適切に廃棄することにより、医療事故が生じないように十分留意すること。

ク 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮沸、エチレンオキサイドガス又はコバルト 60 から放出されるガンマ線によって滅菌されていなければならないこと。

ケ 注射針及びシリンジ（注射筒）は、被接種者ごとに交換しなければならないこと。

また、被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

- コ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し又は注意させること。
- サ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- シ 被接種者又は保護者は、サの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村の担当部局に連絡すること。
- ス 障害者が接種を受ける場合に当たっては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、障害の特性に応じた対応を行うこと。

(8) 市町村が特設会場を設ける場合の接種

従来医療機関でなかった場所を接種会場とする場合は、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置に接種会場を設けること。

同一会場で2種類以上のワクチンを使用する場合は、それぞれのワクチンの使用場所が明確に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

接種用器具等、特に体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

接種用器具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師1名を1チームとすること。

接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい）。

チームの中心となる医師は、あらかじめチームメンバーの分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各チームメンバーはこれを遵守すること。

従来医療機関でなかった会場で行う予防接種であっても、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良者の事前の把握など適切に対応できるようにすること。

また、市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な場合は、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。

接種後に接種局所の異常反応や体調の変化が生じた際の連絡先として、接種医師の氏名及び接種医療機関の連絡先を接種施設に掲示し、又は印刷物を配布することにより、被接種者本人等に対して確実に周知すること。

(9) 他の予防接種との関係

新型コロナワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこと。

また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は行わないこと。

(10) 接種を受ける努力義務の取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法附則第7条第1項第2項の規定により予防接種法同法第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされていること。

また、対象者については原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されるが、妊婦については使用実績が限定的であること等を踏まえ、努力義務の規定の適用が除外されていること。

なお、予診の際は、本予防接種の有効性・安全性、本予防接種後の通常起こりうる副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(11) 16歳未満の予防接種等

ア 16歳未満への予防接種

新型コロナワクチンの接種対象となる年齢については、各製剤の承認内容等により異なる可能性があることから、最新の情報に留意するとともに、接種にあたっては、被接種者が対象年齢に含まれるかどうかについて十分に確認すること。

接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合、医療機関における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。ただし、あらかじめ、接種することについて、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

医療機関以外における接種についても、医療機関における場合と同様であること。

イ 意思確認が困難な者に対する予防接種

意思確認が困難な場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合に接種を行うこと。

(12) 予診

接種実施医療機関等及び接種施設において、問診、検温及び診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる。その際に、接種対象者が接種医の名前を確認できるようにすること。

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申し出をさせる等の措置を取り、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

また、本予防接種の有効性・安全性、本予防接種後の通常起こりうる副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して予診票により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

女性に対する接種のうち、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には、予防接種の有益生有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。

(13) 予診票

予診票は、医療機関等において、接種前に問診、検温及び診察を行うために必要な用紙である。

予診票については、原則市町村が印刷を行い、医療機関等へ配布することとする。印刷スケジュールとの関係で、対象者個人への送付が可能な場合については、市町村から接種券の送付と同時に対象者に予診票を送付しても差し支えない。

新型コロナワクチンの接種を行った医療機関等は対象者が持参した接種券を予診票に貼付すること。

また、予診の結果、接種を行わなかった場合については、図 9 の「診察したが接種できない場合」のシール（図 10 の枠囲みの部分）を台紙から剥がして、予診票に貼付して、費用請求を行う。

なお、接種順位の上位となる医療従事者等については、接種券部分が印字された予診票が交付されていることから、予診の結果、接種を行わなかった場合については、図 11 のように、券種欄の「2」と「ワクチン接種」を二重線で削除した上で、欄外に「1」を記入すること。この場合、接種を受けなかった医療従事者等に対して、再度 1 回目の接種を受けるためには、接種券付き予診票の再発行を行う必要があることを伝えること。

図 12 住民が持参する接種券等のイメージ

接種券			診察した接種できない場合			新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19							
券 種	2	ワクチン接種	1	回目		券 種	1	予診のみ	1	回目		1回目	
請求先	〇〇県〇〇市		123456			請求先	〇〇県〇〇市		123456			接種年月日	
券番号	1234567890					券番号	1234567890					2021年	
氏名	厚生 太郎					氏名	厚生 太郎					月	日
OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			接種場所			メーカー/Lot No. (シール貼付け)	
券 種	2	ワクチン接種	2	回目		券 種	1	予診のみ	2	回目		2回目	
請求先	〇〇県〇〇市		123456			請求先	〇〇県〇〇市		123456			接種年月日	
券番号	1234567890					券番号	1234567890					2021年	
氏名	厚生 太郎					氏名	厚生 太郎					月	日
OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			OCRライン (18桁)			接種場所			メーカー/Lot No. (シール貼付け)	
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。						氏名	厚生 太郎						
						住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99						
						生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生						
						〇〇県〇〇市長 日本 一郎							

図 13 医療従事者等に対して、予診の結果、接種を行わなかったときの対応

②欄外に「1」を記入する

①券種欄の「2」と「ワクチン接種」を二重線で削除

1

(医) コロナワクチン接種の予診票 (1回目)

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所	東京 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	市 〇〇区 町 〇〇	市 〇〇区 町 〇〇
氏名	厚生 太郎		〇〇男 〇〇女
生年月日	1960年 01月 30日生 (満 〇〇歳)	診察前の体温	〇〇度 〇〇分

券 種 2 ワクチン接種 1 回目

請求先 東京都千代田区 131016

券番号

氏名 厚生 太郎

所属機関 厚労病院 (厚労病院)

(14) 実費徴収

新型コロナワクチンの接種に要する費用は被接種者又はその保護者から徴収することができないこと。

(15) 接種後の経過観察

接種が終わった後、アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、一定時間観察を行うこと。

(16) ワクチンの余剰が発生した場合

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、可能な限り無駄なく接種を行っていただく必要があることから、別の者に対して接種することができるような方法について、各自治体において検討を行う。

例えば、市町村のコールセンターや医療機関で予約を受ける際に、予約日以外で来訪可能な日にちをあらかじめ聴取しておき、キャンセルが出たタイミングで、電話等で来訪を呼びかける等の対応が考えられる。なお、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、接種券の送付を受けた対象者とする。それでもなお、ワクチンの余剰が生じる場合には、自治体において検討いただきたい。

4 市町村に対する申請

(1) やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

ア 新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合について、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要がある。

他方、住民票所在地以外における接種（以下「住所地外接種」という。）を受けることを無制限に認めた場合、各自治体において、接種対象者の人数が算定できないことから、段階的に供給されるワクチンを効果的に割り当て、効率的に接種を行うための体制の構築に支障がある。

このため住所地外接種を受ける者は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととする。

イ やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受ける者

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者（以下「住所地外接種者」という。）は以下のとおり。

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者
- ・ その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

ウ 住所地外接種届出済証の交付

(ア) 申請の方法

住所地外接種を希望する者は、原則接種を行う市町村に事前に届出を行うこととする。
具体的な申請方法等は以下のとおり。

① 郵送申請

住所地外接種者は、「住所地外接種届」（様式 4-4-1）を記載し、接種券の写し（コピー等）及び返信用封筒を添付して郵送する。

市町村は、「住所地外接種届」を郵送により受理した場合、記載内容を確認し、問題がなければ住所地外接種届出済証（様式 4-4-2）を郵送により交付する。

② 窓口申請

住所地外接種者は、接種を受ける医療機関所在地の市町村の窓口「住所地外接種届」（様式 4-4-1）及び「接種券（又は接種券の写し）」を提出する。自治体は、内容を確認し、住所地外接種届出済証を申請者に交付する。

申請時に、接種券（原本）が提出された場合は、写しをとり、接種券を本人に返却する。

③ WEB 申請

・ 厚労省WEBサイトをを用いる場合

住所地外接種者は、厚労省が設けるWEBサイト上で、接種を希望する医療機関等の所在地の市町村に対し住所地外接種届を提出する。申請内容に基づき、自治体は住所地外接種届出済証（様式 4-4-2）を申請者にWEBサイト上で交付する。

・ 各自治体において申請サイトを設ける場合

住所地外接種者は、接種を希望する医療機関等の所在地の市町村が設ける申請サイト上で、必要事項を入力する。各自治体が定める方法により、申請者に対して住所地外接種届出済証（様式 4-4-2）を交付する。

なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害により住民票のある市町村の区域外に避難する者は、当該市町村で接種を受けることが困難であることから、「その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している」として、避難元自治体が発行する「住所地外接種届出済証」を接種時に持参することにより、避難先の自治体においてワクチン接種を受けることができることとする。

(イ) 申請受付期間

住所地外接種の申請受付期間は、住所地外接種者が接種を受けることができる期間とする。

(ウ) 届出済証を交付しないことができる場合

市町村長は、住所地外接種届の記載内容に不備があった場合、住所地外接種届出済証を交付することにより、接種体制の維持・構築が困難になる場合等に住所地外接種届出済証を交付しないことができる。

(エ) 市町村への届出を省略することができる場合

住所地外接種者のうち、やむを得ない事情により自治体への申請が困難である者も一定数いることが考えられる。このため、当該住所地外接種者について、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、申請を省略することとする。

市町村への届出を省略することができる具体的な者は以下のとおり。

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 勾留又は留置されている者、受刑者
- ・ 住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者

なお、当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限る。

(オ) 接種順位の上位となる医療従事者等に係る予防接種

接種順位の上位となる医療従事者等に係る予防接種は、各医療機関等において接種を行い、接種券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから接種券付き予診票を用いて接種を行う場合は市町村への住所地外接種届は要しない。

(カ) 接種順位の特例となる高齢者施設の従事者に係る予防接種

接種順位の特例となる高齢者施設の従事者に係る予防接種は、当該高齢者施設において接種を行い、接種券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから、接種券付き予診票を用いて接種を行う場合は、市町村への住所地外接種届は要しない。

(2) 接種券の再発行

ア 概要

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしており、接種を受けるためには原則接種券が必要であるが、何らかの事情により、接種券を紛失、滅失、破損等することが考えられる。

このため、接種券を紛失等した者に対して原則住民票所在地の市町村が接種券の再発行を行う。

イ 接種券の再発行申請が必要な場合

接種券の再発行申請が必要な場合は、以下のとおり。

- ・ 接種券を紛失、滅失、破損等した場合
- ・ 接種券の発送後に住民票所在地が変更となった場合
- ・ 接種券が届かない場合
- ・ 住民票及び戸籍に記載がない場合
- ・ 予診のみ券を2回使った場合
- ・ その他接種券の発行が必要であると市町村長が認める場合

接種券の再発行申請は原則住民票所在地の市町村に対して行うものとするが、住民票又は戸籍に登録のない等の事情があり、住民票所在地の市町村から接種券の発行を受ける事ができないやむを得ない事情がある者は、居住地の市町村に対して申請等を行い接種券の発行を受ける。

ウ 接種券の再発行申請の方法

接種券の再発行を希望する場合、原則住民票所在地の市町村に申請を行うこととする。具体的な申請方法等は以下のとおり。

① 郵送申請

接種券の再発行を希望する者は、「接種券再発行申請書」（様式 4-4-3）を記載し、返信用封筒（あれば破損等した接種券）を同封して郵送する。

市町村は、「接種券再発行申請書」を郵送により受理した場合、記載内容を確認し、問題がなければ接種券を郵送により交付する。

② 窓口申請

接種券の再発行を希望する者は、住民票所在地の市町村の窓口「接種券再発行申請書」（様式 4-4-3）（あれば破損等した接種券）を提出する。市町村は、内容を確認し、問題がなければ接種券を申請者に交付する。

③ 電話による申請

接種券の再発行を希望する者は、住民票所在地の市町村に電話により、接種券の再発行を依頼する。市町村は、は電話で聞き取った内容を確認し、問題がなければ、本人に対して接種券を郵送により交付する。

④ WEBによる申請

厚労省WEBサイトをを用いる場合

接種券の再発行を希望する者は、厚労省が設けるWEBサイト上で、住民票所在地の市町村に対して接種券の再発行申請を行う。申請を受けた市町村は、申請内容を確認し、問題がなければ、接種券を郵送により交付する。

各自治体において申請サイトを設ける場合

接種券の再発行を希望する者は、接種を希望する住民票所在地の市町村が設ける申請サイト上で、必要事項を入力する。各自治体が定める方法により、申請者に対して接種券を交付する。

※ 接種券の郵送は、原則住民票所在地に対して発送することとするが、市町村が所在を確認した場合や、本人確認郵便等により本人の所在が確認できる場合等に、住民票所在地以外の場所に送付することも差し支えない。

また、接種券の再発行を行う場合は、過去の接種状況等により、接種券のシールを必要分のみ交付することや、接種済証部分の返却又は接種済証の再発行等により、適切に接種が行われるよう取りはからうこと。

5 費用請求支払事務

新型コロナワクチンの接種に係る費用については、被接種者は原則として住民票所在地の市町村で予診や接種を受けることから、実施機関は原則として直接市町村へ請求するものとする。

(1) 被接種者が住民票所在地に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合

予診や接種（以下「接種等」という。）を行った医療機関等は、原則として、当該医療機関等が所在する市町村等に対して費用を直接請求する。

ア 費用請求の方法

医療機関等は、接種等を行った場合、接種券又は予診のみ券（以下「接種券等」という。）を貼り付けた予診票を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに市町村に対して送付する（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。また、令和 3 年 2 月実施分及び同年 3 月実施分に係るものについては、令和 3 年 4 月 1 日から同月 12 日までとする。）

送付にあたって、接種等を行った費用の合計額及び内訳額を別途お示しする様式に記載し、合わせて添付する。

市町村は、請求内容の審査を終えた日の属する月の翌月末までに請求額の支払いを行う。

なお、医療機関から支払請求等に必要な口座情報等については、様式 4-5-1 をお示しますので必要に応じて活用されたい。

イ 市町村が直接会場を設けた場合

市町村が接種等を行った場合、接種券等を貼り付けた予診票を保存することとし、市町村に対する費用請求は行わない。接種会場の運営を委託した場合は委託契約の内容に従い、委託費用の支払いを行う。

ウ 市町村が請求先を別途定めた場合

市町村が、外部機関等を請求先として指定した場合の費用請求は、各自治体の取り決めによる。

(2) 被接種者が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合

予診や接種を行った医療機関等は、原則として、当該医療機関等が所在する都道府県の国保連に予診票等の送付を行う。

接種実施医療機関等が所在する市町村以外の市町村への請求に当たっては、請求先の市町村ごとに仕分けをした接種券付き予診票の原本及び接種券を貼付した予診票の原本に請求総括書及び市区町村別請求書をつけて、当該接種実施医療機関等が所在する都道府県の国保連に提出する。請求総括書及び市区町村別請求書は、ワクチン接種円滑化システムに請求先市町村ごとの接種回数を入力することで、同システム上で発行することができるよう準備を行っている。

ア 費用請求の方法

医療機関等は、接種等を行った場合、接種券等を貼り付けた予診票を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに当該医療機関等が所在する都道府県の国保連に対して送付する（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。また、令和 3 年 2 月実施分及び同年 3 月実施分に係るものについては、令和 3 年 4 月 1 日から同月 12 日までとする。）。

送付にあたっては、請求総括書及び市区町村別請求書を合わせて添付する。

請求を受けた国保連は、様式 3-7-2 に定める請求期日までに、医療機関等からの請求額と委託事務手数料を市町村へ請求する。

請求を受けた市町村は、原則として様式 3-7-2 に定める納入期日までに、国保連へ請求額の支払いを行う。国保連は、医療機関等から請求のあった日が属する月の翌々月末までに、医療機関等に対して請求額の支払いを行う。

なお、医療機関から支払請求等に必要な口座情報等については、様式 4-5-1 をお示しするので必要に応じて活用されたい。

イ 市町村が直接会場を設けた場合

市町村は、住民票所在地外の住民接種等を行った場合、接種券等を貼り付けた予診票を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに当該市町村が所在する都道府県の国保連に対して送付する（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。また、令和 3 年 2 月実施分及び同年 3 月実施分に係るものについては、令和 3 年 4 月 1 日から同月 12 日までとする。）。

送付にあたっては、請求総括書及び市区町村別請求書を、合わせて添付する。

請求を受けた国保連は、原則として様式 3-7-2 に定める請求日請求期日までに、市町村からの請求額と委託事務手数料を被接種者が居住する市町村へ請求する。

請求を受けた被接種者が居住する市町村は、様式 3-7-2 に定める納入期日までに国保連へ請求額の支払いを行う。国保連は請求のあった日が属する月の翌々月末までに、接種等を行った市町村に対して請求額の支払いを行う。

ウ 複数市町村が共同で接種体制を構築した場合

複数市町村が共同で接種体制を構築する場合、当該市町村間の請求は被接種者が住民票所在地の市町村において、接種等を受けた場合と同様に取り扱う。

(3) 過誤調整

新型コロナワクチンの接種等に関する市町村、医療機関等からの請求内容等に不備等が判明したものについて、当該請求内容等の調整を行う。

ア 医療機関等から市町村へ直接請求が行われた場合

(ア) 市町村が費用の支払いを行った場合

市町村が費用の支払いを行った場合、当該医療機関等と市町村の間で直接過誤調整を行う。

過誤調整の方法としては、以下の方法が考えられる。

- ・ 医療機関等に対して過払い分について返還請求を行う方法
- ・ 医療機関等に対して不足分を追加で支払う方法
- ・ 医療機関等の次回以降の請求に対して相殺を行う方法

(イ) 市町村が費用の支払を行っていない場合

市町村は、過誤のあった請求書について、速やかに医療機関等へ差し戻しを行い、当該医療機関等から再度請求を行わせる。

市町村は、適切な請求が行われた日の属する月の翌月末までに支払を行う。

イ 国保連から市町村へ請求が行われた場合

市町村は、国保連に費用の支払を行い、医療機関等又は国保連を通して過誤請求を行う。

(ア) 国保連からの請求に対して調整を行う方法

市町村は、過誤のある請求を行った医療機関等に対し、過誤がある旨の連絡を直接行い、過誤返戻依頼書及び過誤返戻依頼集計書（様式 4-5-2）並びに過誤に係る予防接種予診票の原本を国保連に提出し、調整依頼を行う。なお、編綴方法は図 14 の方法によることとする。

国保連は、依頼を受け取った日が属する月の翌月から 6 か月の間に当該医療機関等から請求があった場合は、調整を行う。当該期間に調整が完了しなかった場合、国保連は未調整額を市町村に返却する。その後、市町村は、必要に応じて医療機関等と直接調整することとする。

また、国保連を通して過誤調整を行った場合、国保連に対して支払われた委託事務手数料は返還されない。（また、医療機関等が過誤内容を訂正のうえ、国保連に再請求する場合は、通常の請求と同様に委託事務手数料が発生する）。

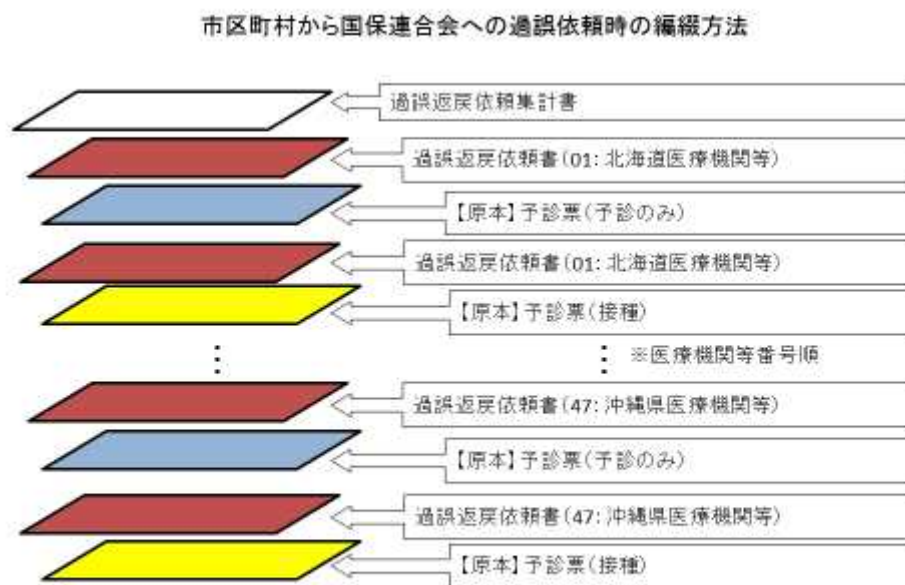
(イ) 医療機関等に直接請求する方法

市町村は過誤のある請求を行った医療機関等と直接連絡を行い、返還請求を行う。

※ 被接種者が転居等により、当該市町村の住民ではなくなった場合に、現在の住民票所在地が発行した接種券を用いて接種を受けなかった場合についても、当該市町村の接種対象者として、接種費用の支払いを行うこととして差し支えない。

また、外部機関を通して費用請求を行った場合の過誤請求は、契約書に定める他、上記に準ずるものとする。

図 15 市区町村から国保連合会への過誤依頼時の編綴方法



6 接種記録等

(1) 市町村間の情報提供

原則として、市町村間で、新型コロナワクチンの接種の実施状況の受け渡しは行わない。ただし、新型コロナワクチンの接種の実施に当たり必要なときはこの限りでない。

接種開始時点で、マイナンバーによる情報連携を行うことを想定しているものではないが、市町村間での情報連携等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい。

(2) 実施状況の保管

市町村における個人情報の取扱いに関しては、各市町村の個人情報保護条例等を踏まえ、予防接種の実施に当たっては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理監督すること。

新型コロナワクチンの接種の情報については、さまざまな関係者により情報が取り扱われるため、漏洩・流出等の事故が起こりうる。このため個人情報保護法の規定を踏まえ、各市町村において定められている個人情報保護に関する規定類を精査し、必要に応じて適切な見直しを図ること。

市町村が他の関係者（他市町村、事業者や個人、情報管理・分析の委託先等）へ情報を提供する場合、それぞれの相手先別に、誰が、相手先の誰までに、どの項目・範囲まで、どのような利用目的に限って提供するのか、提供に当たっての関係者の承諾の有無や守秘義務契約等を整理・明確化し、関係者間で遵守すること。

(3) 保存年限等

ア 接種券に係る情報管理

市町村は、対象者又は医療機関等において滞留、紛失・廃棄等による未使用の接種券や、失効した接種券等、発券・送付後の状況を管理するため、発券・送付時に、誰にどのような券を発券・送付したかを管理すること。

そのため、少なくとも、接種券の発番・利用状況、失効した番号については、管理しておくこと。

また、医療機関等においては、対象者の診療録とともに接種券が貼付された予診票の控えを保管するものとする。その取扱については、診療録に準ずるものとし、原則として5年間保存すること。

イ 接種に係る情報管理

市町村長は、新型コロナワクチンの接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

また、予防接種を行った際は、予防接種済証を交付するものとし、予防接種を行った、乳幼児・小児については、予防接種済証に代えて、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

なお、平成24年に改正された母子健康手帳では、乳幼児のみならず、学童、中学校、高等学校相当の年齢の者に接種する予防接種についても記載欄が設けられていることから、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の照証明すべき事項を記載することにより、予防接種済証にかえることができる。

また、接種順位の上位となる医療従事者等の接種にあたっては接種券付き予診票を用いて接種を行うこととなることから、接種記録書（様式4-6-1）を交付することとする。

(4) 予防接種の実施の報告

市町村長は、臨時の予防接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）作成）の作成要領に従って行うこと。

7 間違い接種

市町村長は、新型コロナワクチンの接種を実施する際、間違い接種チェックリスト（様式4-7-1）等により予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量で新型コロナワクチンを接種した場合や、有効期限の切れた新型コロナワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いを把握した場合等には、様式4-7-2

にその内容を記載し、都道府県を経由して、厚生労働省健康局健康課に速やかに報告すること。一方、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いについては、都道府県において、様式 4-7-3 により、前月に発生した間違いについて、毎月とりまとめを行い、15 日までに同様に報告を行うこと。

また、予防接種の間違いが発生した場合には、市町村において、直ちに適切な対応を講じるとともに、再発防止に万全を期すこと。

8 副反応疑い報告

法の規定による副反応疑い報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。

第 5 章 救済

1 予防接種法に基づく健康被害救済

(1) 救済制度について

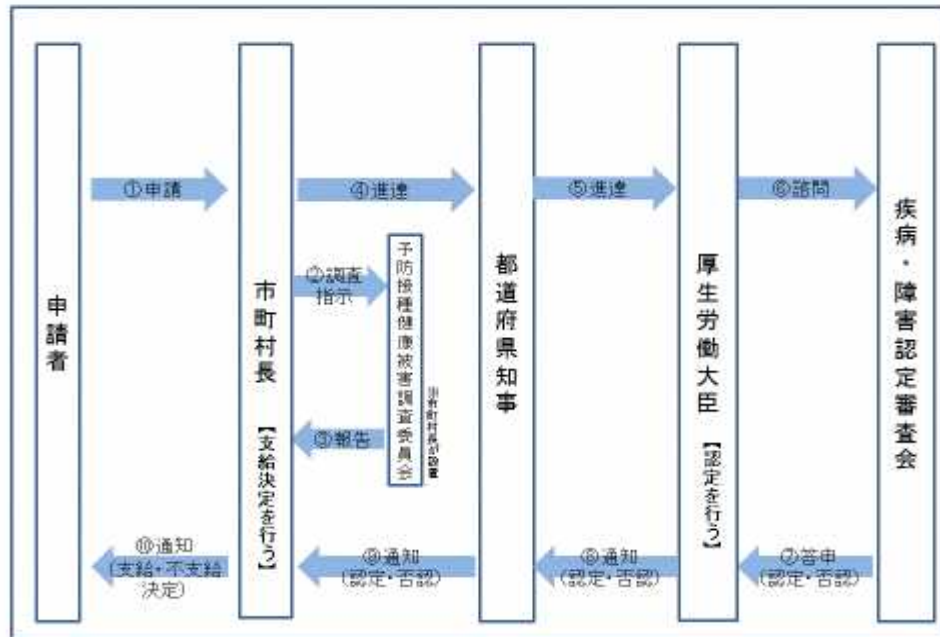
予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとしている。新型コロナワクチンの接種は、予防接種法附則第 7 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の予防接種として行われるものである。このことから、同法第 15 条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行う。また、救済給付に係る費用は、同法附則第 7 条第 3 項の規定により、国が負担する。

(2) 給付手続の流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市町村に請求する。請求を受理した市町村は、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的な見地から調査を実施する。その後、市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚生労働省に進達する。厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。

被接種者から救済給付の請求があった場合の流れは図 16 健康被害救済手続フロー のとおり。

図 16 健康被害救済手続フロー



(3) 相談・請求窓口

予防接種後の健康被害に対する救済給付を請求する場合、被接種者は予防接種を実施した市町村に必要な書類を提出する。

実施した市町村とは、接種を行った医療機関等の所在地ではなく、接種時の住民票所在地の市町村である。やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受けた場合においても請求窓口は接種時の住民票所在地の市町村となる。

なお、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認めた者が接種を受けた場合は、当該市町村が相談・請求の窓口となる。

また、ワクチン接種後に転居等により住民票所在地が変更となった場合においても、給付が終了するまでは当該市町村が相談・請求窓口となる。

(4) 給付の種類

市町村長が行う給付の種類は以下のとおり。

給付の種類	請求者
医療費 及び医療手当	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
障害児養育年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者
障害年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

※ 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 補助率 10/10

ア 医療費

(ア) 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者。

(イ) 給付内容

予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療。ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限る。よって、差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のものは対象外である。

なお、給付を受けることができる疾病名・期間等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは改めて認定を受ける必要がある。

(ウ) 給付額

健康保険等による給付の額を除いた自己負担分。ただし、乳幼児医療費助成等の自治体の助成制度による給付があった場合はその額を除いた額とし、現に要した費用の額を超えることはできない。

特殊医療とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいう。各検査の上限額は以下の通りである。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブpopulation測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

- ・ 予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和52年04月28日厚生省告示第103号）

- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和 52 年 04 月 28 日衛発第 392 号）
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和 52 年 04 月 28 日衛情第 14 号）

イ 医療手当

(ア) 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者。

(イ) 給付内容

医療費の支給を受けている者に対し、入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給するもの。保険や助成金により医療費の請求額が無い場合でも医療を受診していれば請求することができる。

(ウ) 給付額

予防接種法施行令第 11 条に定められている額。なお、医療手当は通院・入院した日の属する年月の額であることに留意すること。

(1 ヶ月の間に) 通院	3 日未満の場合
	3 日以上の場合
入院	8 日未満の場合
	8 日以上の場合
入院と通院がある場合	日数にかかわらず

各日における通院・入院の日数であるため、同日に複数の医療機関にかかった場合は 1 日で計上すること。また、同日に通院・入院がある場合は入院のみ 1 日とすること。薬局での薬剤購入は日数に計上しない。

ウ 障害児養育年金

(ア) 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者。

(イ) 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表第 1 に定める 1 級、2 級の障害の状態により、予防接種法施行令第 12 条に定められた額。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要がある。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとする。

(ウ) 介護加算

予防接種法施行令・予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない者を養育する者に介護加算額を加算する。加算額は 1 級、2 級の障害の状態により定められた額。

(エ) 控除

特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当を控除する。複数支給されている場合は、その合計額を控除する。

(オ) 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(カ) 支給日

年金の給付は、毎年1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月分までを支払う。ただし、前支払期に支払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとする。

エ 障害年金

(ア) 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者。

なお、障害児養育年金の支給を受けている者が18歳になった場合、自動的に障害年金に移行するものではなく、改めて障害年金の認定を受ける必要がある。

(イ) 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表2に定める1級、2級、3級の障害の状態により、予防接種法施行令第13条により定められた額。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要がある。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとする。

(ウ) 介護加算

予防接種法施行令及び予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない者を養育する者に介護加算額を加算する。加算額は1級、2級の障害の状態により定められた額。

(エ) 控除

特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、福祉手当が支給されるとき、又は障害基礎年金が支給されるときは、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除する。複数を支給されている場合は、その合計額を控除する。

なお、端数の取り扱いについては、「予防接種法に基づく障害年金支給に係る端数の取り扱いについて」（平成28年7月6日健健発0706第1号）を参照のこと。

(オ) 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。介護加算の支給期間、控除すべき手当等の控除期間についても同様である。

(カ) 支給日

年金の給付は、毎年1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月分までを支払う。ただし、前支払期に支払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとする。

オ 死亡一時金

(ア) 請求者及び順位

予防接種を受けたことにより死亡した者の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順。

ただし、配偶者以外の者にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

同順位の遺族が2人以上ある場合は、その人数で除して得た額とする。

(イ) 支給額

予防接種法施行令第17条に定められた額。なお、死亡一時金は死亡した日の属する年度の額であることに留意すること。

障害年金の支給を受けたことがあるときは、死亡一時金の額に、障害年金の支給を受けた期間に応じて政令に掲げられた率を乗じて得た額とする。

障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	〇・九八
一年以上三年未満	〇・八九
三年以上五年未満	〇・七八
五年以上七年未満	〇・六七
七年以上九年未満	〇・五六
九年以上十一年未満	〇・四四
十一年以上十三年未満	〇・三三
十三年以上十五年未満	〇・二二
十五年以上十七年未満	〇・一〇
十七年以上	〇・〇五

カ 葬祭料

(ア) 請求者

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者。

(イ) 支給額

予防接種法施行令第 18 条に定められた額。

なお、葬祭料は死亡した日の属する年度の額であることに留意すること。

キ 未支給の給付

給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

未支給の給付を受けることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その全額をその 1 人に支給することができるものとし、この場合において、その 1 人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(5) 請求に必要な書類

救済給付の請求に必要な書類については、給付の種類毎に異なることから、請求を受け付ける際には、必要な書類の確認に留意すること。書類の不備がある場合、厚生労働省から書類の修正等の依頼をすることになり、諮問までに時間がかかることになるので、不備の無いように進達前に十分な確認を行うこと。

請求書の様式は「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知）に定められている。また、給付の種類、請求書の様式、給付額については、厚労省 HP に掲載されている。

市町村長は、厚生労働大臣宛の進達文書・都道府県知事宛の進達文書に以下の書類を添えて厚生労働大臣に認定進達を行う。進達にあたって、各請求書の個人番号欄に記載がある場合は、黒塗りを行う等して、個人番号が特定できないようにすること。

必要な書類

●請求者が用意、▲厚労省への進達は不要、○自治体が用意

	医療費 医療手 当	障害児 養育年 金	障害年 金	障害(児養 育) 年金額変更	死亡一時金 +葬祭料
請求書	●※3	●	●	●	●
受診証明書	●※4				
領収書等	▲※5				
診断書(別紙 9)		●	●※7	●	
死亡診断書、 死体検案書等					●
埋葬許可証等					●※12
予診票	●	●	●		●
接種済証、 母子手帳等	●※1	●※1	●※1		●※1
診療録等	●※6	●※8	●※8	●※9	●※13
住民票		▲※10			▲※14
戸籍謄本、 保険証等		▲※11			▲※15
その他					▲※16 請求者が死亡した者と 内縁関係にあった場合
副反応疑い報告 書	○※2	○※2	○※2		○※2
被接種者経過概 要	○	○	○	○	○
調査委員会 報告書及び議事 録	○	○	○	○	○

※同時請求の場合、重複する書類は省略可能

共通	※1.接種済証又は母子手帳等の受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類 ※2.副反応疑い報告書（提出があった場合のみ）
医療費 医療手当	※3.医療費・医療手当請求書 通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可 ※4.医療機関又は薬局等で作成された受診証明書 ※5.領収書等の医療費を自己負担した金額がわかるもの ※6.疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）
障害児養育年金 障害年金 年金額変更	※7.障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は18歳の誕生日以降に作成された診断書であること ※8.障害児・者が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む） ※9.施行令別表1,2に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む） ※10.障害児の属する世帯全員の住民票の写し ※11.戸籍謄本（抄本）、保険証等の障害児を養育することを明らかにすることができる書類
死亡一時金 葬祭料	※12.埋葬許可証等の請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類 ※13.予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む） ※14.請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類 ※15.請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等 ※16.請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

(6) 予防接種健康被害調査委員会による調査

市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会では、予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料をできるだけ正確に早く収集することや、必要と考えられる場合の特殊な検査等の実施の助言を行う。なお、この委員会は予防接種についての専門の医師、保健所長、地域の医師会の代表や市町村の代表等により構成されている。

なお、新型コロナウイルスの健康被害救済給付請求を調査する委員会の開催に係る経費は全額補助金で賄われる。

(7) 審査会による審査、認定通知

ア 諮問・答申及び認定通知

厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された申請について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。市町村は受領した通知をもとに申請者へ支給（不支給）の通知をする。

第6章 ワクチン各論

2 ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

(1) 対象者

市町村長は、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（ファイザー株式会社が令和3年2月14日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）」という。）を用いて、接種を受ける日に当該市町村に居住する16歳以上の者に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。

なお、戸籍及び住民票に記載のない16歳以上の者のうち、当該市町村に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれる。

また、「16歳以上」については、誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えるため、例えば、平成17年（2005年）7月30日生まれの者は令和3年（2021年）7月29日に16歳以上となり本予防接種の対象者となる（参考：令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）」）。

(2) 予防接種要注意者

第4章3に掲げる予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、接種要注意者に該当する。

なお、ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルの栓には乾燥天然ゴム（ラテックス）は使用されていない。

(3) 接種方法

- ・ 1.8 ミリリットルの生理食塩液で希釈したファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.3ミリリットルとすること。
- ・ ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）と他の新型コロナウイルスワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関するデータはないことから、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

(4) 接種間隔

18日以上の間隔をおいて、標準的には20日の間隔をおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

(5) 接種液の用法

冷蔵庫（2～8℃）で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う。解凍後は再冷凍しない。

希釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水1.8mLを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。

希釈後の液は、2～30℃で保存し、希釈後6時間以内に使用する。

希釈保存の際には、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。

(6) 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

(7) 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなる又は失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射に

よる失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられる。

(8) 配送資材

ワクチンファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルは、ドライアイスが充填された幅 48cm×奥行 48cm×高さ 40cm の箱の中の幅 23cm×奥行 23cm×高さ 4cm 小箱に納められている。また、超低温冷凍庫に格納できるバイアル箱の数は、カノウ冷機で最大 8 箱、日本フリーザーで最大 10 箱、PHC で最大 20 箱（2 列に配置）、EBAC で最大 22 箱（2 列に配置）程度を見込んでいる。